

令和5年かすみがうら市議会第3回定例会

市長提出議案集

令和5年9月5日提出

かすみがうら市

目 次

1.	報告第 9 号	令和 4 年度かすみがうら市財政健全化判断比率及び資金不足比率について	……………	1
		令和 4 年度かすみがうら市健全化判断比率等審査意見書	……………	2～7
2.	報告第 10 号	専決処分事項の報告について 〈損害賠償の額の決定及び和解〉	……………	8～9
3.	報告第 11 号	専決処分事項の報告について 〈損害賠償の額の決定及び和解〉	……………	10～11
4.	承認第 6 号	専決処分事項の承認を求めることについて 〈令和 5 年度かすみがうら市一般会計補正予算(第 5 号)〉	……………	12～22
5.	議案第 45 号	かすみがうら市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	……………	23
6.	議案第 46 号	かすみがうら市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定について	……………	24～25
7.	議案第 47 号	かすみがうら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	……………	26
8.	議案第 48 号	かすみがうら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	……………	27
9.	議案第 49 号	かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	……………	28～31

10.	議案第 50 号	令和 5 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 6 号）	32~44
11.	議案第 51 号	令和 5 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	45~51
12.	議案第 52 号	令和 4 年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定 について	52
13.	議案第 53 号	令和 4 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳 出決算の認定について	53
14.	議案第 54 号	令和 4 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入 歳出決算の認定について	54
15.	議案第 55 号	令和 4 年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決 算の認定について	55
		令和 4 年度かすみがうら市一般会計・特別会計歳入歳出決 算及び基金運用状況審査意見書	56~71
16.	議案第 56 号	令和 4 年度かすみがうら市水道事業会計決算の認定につ いて	72
17.	議案第 57 号	令和 4 年度かすみがうら市下水道事業会計決算の認定に ついて	73
		令和 4 年度かすみがうら市公営企業会計決算審査意見書	74~82
18.	議案第 58 号	市道路線の認定について	83~85
19.	議案第 59 号	市道路線の認定について	86~88
20.	議案第 60 号	市道路線の変更について	89~91

(参考資料)

- 付議事件（条例）条文新旧対照表 …………… 92～105
- ・ かすみがうら市職員の特殊勤務手当に関する条例 新旧対照表
…………… (92～93)
- ・ かすみがうら市空家等対策の推進に関する条例 新旧対照表
…………… (93～94)
- ・ かすみがうら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を
定める条例 新旧対照表 …………… (94～95)
- ・ かすみがうら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関す
る基準を定める条例 新旧対照表 …………… (95)
- ・ かすみがうら市火災予防条例 新旧対照表 …………… (95～105)

報告第9号

令和4年度かすみがうら市財政健全化判断比率及び資金不足比率 について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和5年9月5日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

1 健全化判断比率 (単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (13.14)	— (18.14)	9.5 (25.0)	54.7 (350.0)

※ 表中の括弧内の数値は、かすみがうら市に適用される早期健全化基準である。

※ 表中の実質赤字比率及び連結実質赤字比率における「—」の記号は、赤字となっていないことを表示している。

2 資金不足比率 (単位：%)

会計の名称	資金不足比率
水道事業会計	—
下水道事業会計	—

※ かすみがうら市に適用される経営健全化基準は20.0%である。

※ 表中の資金不足比率における「—」の記号は、資金不足額となっていないことを表示している。

令和4年度

かすみがうら市健全化判断比率等審査意見書

令和5年8月18日

かすみがうら市監査委員

か 監 査 第 93 号
令和 5 年 8 月 18 日

かすみがうら市長 宮 嶋 謙 様

かすみがうら市監査委員 都 賀 重 信
かすみがうら市監査委員 茅 場 武 史
かすみがうら市監査委員 岡 崎 勉
(公 印 省 略)

令和 4 年度かすみがうら市健全化判断比率等審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び同法第 22 条第 1 項の規定により、令和 4 年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査を実施したので、その結果について、次のとおり意見を付して提出します。

令和4年度かすみがうら市健全化判断比率等審査意見書

第1 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定に基づく健全化判断比率及び資金不足比率審査

第2 審査の対象

- 1 健全化判断比率
 - (1) 実質赤字比率
 - (2) 連結実質赤字比率
 - (3) 実質公債費比率
 - (4) 将来負担比率
- 2 資金不足比率
- 3 上記比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

第3 審査の着眼点

健全化判断比率及び資金不足比率の算定が適正であるか、その算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合して作成されているかを主眼とした。

第4 審査の主な実施内容

審査に当たっては、かすみがうら市監査基準に準拠し、提出された健全化判断比率及び資金不足比率が、関係法令に基づき適正に算定されているか確認するとともに、それらの算定の基礎となる事項を記載した書類が、関係法令に基づき適正に作成されているかについて、関係職員から説明を聴取し審査を行った。

第5 審査の日程及び実施場所

日程 令和5年8月4日

場所 かすみがうら市役所 千代田庁舎 第7・8会議室

第6 審査の結果

1 健全化判断比率審査

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

記

(%)

健全化判断比率	令和4年度	令和3年度	早期健全化基準
① 実質赤字比率	—	—	13.14
② 連結実質赤字比率	—	—	18.14
③ 実質公債費比率	9.5	9.7	25.0
④ 将来負担比率	54.7	51.5	350.0

* 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字額及び連結実質赤字額がないため「—」表示

① 実質赤字比率

令和4年度の実質赤字比率は、実質収支額が黒字のため△5.93%（令和3年度△10.22%）となっており、早期健全化基準の13.14%と比較すると、これを下回っている。

② 連結実質赤字比率

令和4年度の連結実質赤字比率は、連結実質収支額が黒字のため△16.08%（令和3年度△20.54%）となっており、早期健全化基準の18.14%と比較すると、これを下回っている。

③ 実質公債費比率

令和4年度の実質公債費比率は9.5%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較するとこれを下回っている。また、前年度の9.7%と比較すると0.2ポイント改善している。

④ 将来負担比率

令和4年度の将来負担比率は、54.7%となっており、早期健全化基準の350.0%と比較するとこれを下回っている。また、前年度の51.5%と比較すると3.2ポイント増加している。

2 資金不足比率審査（公営企業）

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

令和4年度の水道事業会計並びに下水道事業会計の資金不足比率は、下記のとおり資金不足額もなく、経営健全化基準の20.0%と比較するとこれを下回っている。

記

(%)

会 計 名	資金不足比率		経営健全化基準
	令和4年度	令和3年度	
水道事業会計	—	—	20.0
下水道事業会計	—	—	20.0

*資金不足額がないため「—」表示

第7 審査の意見

本市の健全化判断比率については早期健全化基準を下回っており、また、資金不足比率については資金不足額がなく経営健全化基準を下回ってはいるが、財政力指数や経常収支比率については課題が残るものとなっており、本市の財政を取り巻く環境は依然として厳しい状況である。

引き続き各指標の推移には十分留意し健全な財政運営に努められたい。

※健全化判断比率等の概要

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

(3 か年平均)

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足の額}}{\text{事業の規模}}$$

報告第10号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年9月5日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

専 決 処 分 書

市道の管理瑕疵に起因する物損事故による損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年7月8日

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

市道の管理瑕疵に起因する物損事故による損害賠償の額の決定及び和解について

- 1 事故発生日 令和5年5月28日（日）
- 2 事故発生場所 かすみがうら市下志筑1583番1地先
- 3 相手方 （住所） XXXXXXXXXX
（氏名） XXXXXXXXXX
- 4 事故の概要 市道8-2278号線、下志筑1583番1地先において、刈られた草により蓋の無い側溝が隠れ、目視が困難だったことにより、相手方の運転する車両の左前輪を側溝に落とし、タイヤがパンクした。
- 5 損害賠償額と和解の内容
 - (1) 過失割合 かすみがうら市 50%
相手方 50%
 - (2) 損害賠償額 かすみがうら市 14,603円
相手方 14,602円
 - (3) 市及び相手方は、示談書により、本件示談の他、互いに一切の債権債務関係がないことを確認する。

報告第11号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年9月5日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

専 決 処 分 書

救急現場における物損事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年7月20日

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

救急現場における物損事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について

- 1 事故発生日 令和5年3月11日（土）
- 2 事故発生場所 かすみがうら市 [REDACTED]
- 3 相手方 （住所） [REDACTED]
（氏名） [REDACTED]
- 4 事故の概要 かすみがうら市 [REDACTED] の相手方自宅西側道路上において、西消防署の救急車積載のストレッチャーが駐車していた普通乗用車の助手席側下部のサイドステップ部分に接触し破損させた。
- 5 損害賠償額と和解の内容
 - (1) 過失割合 かすみがうら市 100%
相手方 0%
 - (2) 損害賠償額 かすみがうら市 79,860円
相手方 0円
 - (3) 市及び相手方は、示談書により、本件示談の他、互いに一切の債権債務関係がないことを確認する。

承認第6号

専決処分事項の承認を求めることについて

令和5年度かすみがうら市一般会計補正予算（第5号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるもの。

令和5年9月5日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

専 決 処 分 書

下記の件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことから、次のとおり専決処分する。

令和5年8月10日

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

令和5年度かすみがうら市一般会計補正予算（第5号）
別紙のとおり

理 由

令和5年6月2日の大雨により被災した市道、その他公共施設の復旧に係る経費等に関し、早急な予算措置をするため令和5年度一般会計補正予算（第5号）により補正を行う。

令和5年度かすみがうら市一般会計補正予算（第5号）

令和5年度かすみがうら市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ52,980千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18,760,502千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条 地方債の追加は「第2表 地方債」による。

令和5年8月10日 専決処分

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国 庫 支 出 金		2,841,060	2,223	2,843,283
	2 国 庫 補 助 金	874,354	2,223	876,577
19 繰 入 金		938,974	16,557	955,531
	1 基 金 繰 入 金	938,971	16,557	955,528
22 市 債		1,471,100	34,200	1,505,300
	1 市 債	1,471,100	34,200	1,505,300
歳 入 合 計		18,707,522	52,980	18,760,502

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議 会 費		139,890	1,591	141,481
	1 議 会 費	139,890	1,591	141,481
2 総 務 費		1,910,455	3,089	1,913,544
	1 総 務 管 理 費	1,599,583	3,089	1,602,672
8 土 木 費		1,858,975	300	1,859,275
	2 道 路 橋 梁 費	845,125	300	845,425
11 災 害 復 旧 費		9,220	48,000	57,220
	4 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	0	46,000	46,000
	5 文 教 施 設 災 害 復 旧 費	0	2,000	2,000
歳 出 合 計		18,707,522	52,980	18,760,502

第 2 表 地 方 債 補 正

1 追 加

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
災害復旧事業債	34,200	普通貸借又は 証券発行	3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市 税	5,692,708	0	5,692,708
2 地 方 譲 与 税	230,384	0	230,384
3 利 子 割 交 付 金	2,493	0	2,493
4 配 当 割 交 付 金	34,064	0	34,064
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	22,414	0	22,414
6 法 人 事 業 税 交 付 金	77,000	0	77,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金	988,876	0	988,876
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	123,000	0	123,000
9 環 境 性 能 割 交 付 金	20,000	0	20,000
10 地 方 特 例 交 付 金	32,860	0	32,860
11 地 方 交 付 税	4,000,000	0	4,000,000
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	5,882	0	5,882
13 分 担 金 及 び 負 担 金	59,041	0	59,041
14 使 用 料 及 び 手 数 料	48,900	0	48,900
15 国 庫 支 出 金	2,841,060	2,223	2,843,283
16 県 支 出 金	1,354,404	0	1,354,404
17 財 産 収 入	18,175	0	18,175
18 寄 附 金	42,001	0	42,001
19 繰 入 金	938,974	16,557	955,531
20 繰 越 金	287,252	0	287,252
21 諸 収 入	416,934	0	416,934

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
22 市 債	1,471,100	34,200	1,505,300
歳 入 合 計	18,707,522	52,980	18,760,502

歳 出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 議 会 費	139,890	1,591	141,481				1,591
2 総 務 費	1,910,455	3,089	1,913,544				3,089
3 民 生 費	6,427,402	0	6,427,402				
4 衛 生 費	1,377,993	0	1,377,993				
5 労 働 費	29,699	0	29,699				
6 農 林 水 産 業 費	774,352	0	774,352				
7 商 工 費	456,827	0	456,827				
8 土 木 費	1,858,975	300	1,859,275				300
9 消 防 費	895,059	0	895,059				
10 教 育 費	2,775,758	0	2,775,758				
11 災 害 復 旧 費	9,220	48,000	57,220	2,223	34,200		11,577
12 公 債 費	2,001,892	0	2,001,892				
13 予 備 費	50,000	0	50,000				
歳 出 合 計	18,707,522	52,980	18,760,502	2,223	34,200		16,557

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
5 土木費国庫補助金	47,227	2,223	49,450	1 土木費国庫補助金	2,223	災害復旧事業
計	874,354	2,223	876,577			

(款) 19 繰入金

(項) 1 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	414,411	16,557	430,968	1 財政調整基金繰入金	16,557	財政調整基金
計	938,971	16,557	955,528			

(款) 22 市債

(項) 1 市債

7 災害復旧事業債	0	34,200	34,200	1 災害復旧事業債	34,200	災害復旧事業債
計	1,471,100	34,200	1,505,300			

3 歳 出

(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 議会費	139,890	1,591	141,481				1,591	8 旅費 85	02 市議会運営事業 0206 市議会百条委員会に要する経費 8 職員普通旅費 10 8 参考人費用弁償 75 10 消耗品費 6 11 通信運搬費 11 12 弁護士法的助言業務委託 987 12 市議会会議録等作成業務委託 502	1,591
								10 需用費 6		
								11 役務費 11		
								12 委託料 1,489		
計	139,890	1,591	141,481				1,591			

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

5 財産管理費	266,719	2,574	269,293				2,574	10 需用費 2,574	02 庁舎等財産管理事業 0201 千代田庁舎管理に要する経費 10 修繕料 2,574	2,574
8 生活安全対策費	52,944	515	53,459				515	14 工事請負費 515	01 生活安全対策事業 0102 地域安全対策に要する経費 14 空家応急措置工事 515	515
計	1,599,583	3,089	1,602,672				3,089			

(款) 8 土木費

(項) 2 道路橋梁費

1 道路橋梁維持費	152,631	300	152,931				300	10 需用費 300	01 道路維持管理事業 0101 道路維持管理に要する経費 10 消耗品費 300	300
計	845,125	300	845,425				300			

(款) 11 災害復旧費

(項) 4 公共土木施設災害復旧費

1 道路橋梁災害復旧費	0	46,000	46,000	2,223	34,200		9,577	14 工事請負費 46,000	01 道路橋梁災害復旧事業 0101 道路橋梁災害復旧に要する経費 14 道路橋梁災害復旧工事 46,000	46,000
計	0	46,000	46,000	2,223	34,200		9,577			

(款) 11 災害復旧費

(項) 5 文教施設災害復旧費

2 社会教育施設災害復旧費	0	2,000	2,000				2,000	14 工事請負費 2,000	01 体育施設災害復旧事業 0102 体育施設災害復旧に要する経費 14 災害復旧工事 2,000	2,000
計	0	2,000	2,000				2,000			

議案第45号

かすみがうら市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

かすみがうら市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年9月5日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する
条例

かすみがうら市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第2条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第10号までを1号ずつ繰り上げる。

第3条の2を削る。

第12条第1項中「（第3条の2を除く。）」を削り、同条第2項を削り、同条第3項を同条第2項とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第46号

かすみがうら市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

かすみがうら市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例を次の
とおり制定する。

令和5年9月5日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する
条例

かすみがうら市空家等対策の推進に関する条例（令和2年かすみがうら市条
例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第3条」を「第5条」に改め、同条第3項中「第6条第2
項第5号」を「第7条第2項第5号」に改める。

第3条第1項中「第10条」を「第9条」に改め、「管理に」の次に「努め
るとともに、市が実施する空家等に関する施策に協力するよう」を加える。

第4条中「第6条第1項」を「第7条第1項」に改める。

第9条を削り、第10条を第9条とし、第11条から第13条までを1条ず
つ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第50号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前のかすみがうら市空家等対策の推進に関する条例第9条の規定によりなされた指導又は勧告については、法第13条の規定によりなされたものとみなす。

議案第47号

かすみがうら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定め
る条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年9月5日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

かすみがうら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定め
る条例（平成26年かすみがうら市条例第22号）の一部を次のように改正す
る。

附則第3条第1項中「この条例の施行の日から令和5年3月31日までの間」
を「当分の間」に、「令和5年3月31日までに修了すること」を「放課後児
童支援員として雇用された日の属する年度の翌々年度の末日までの間で市長が
指定する日までに修了」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後のかすみがうら市
放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定は、
令和5年4月1日から適用する。

議案第48号

かすみがうら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年9月5日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

かすみがうら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年かすみがうら市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第49号

かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年9月5日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例

かすみがうら市火災予防条例（平成18年かすみがうら市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第10条の2第1項中「自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に」を「自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて」に、「及び全出力200キロワットを超えるものを除く。）をいう」を「を除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあっては、充電ポストを含む」に改め、同項第1号ただし書中「不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部

のないものに面するときは」を「次に掲げるものにあつては」に改め、同号に次のように加える。

- ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの
- イ 分離型のものにあつては、充電ポスト

第10条の2第1項第2号中「きょう体は」を「筐体は、」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、分離型のものの充電ポストにあつては、この限りでない。

第10条の2第1項第6号中「急速充電設備」を「コネクタ」に改め、同項第7号中「急速充電設備と電気自動車等の接続部に」を「コネクタが電気自動車等に接続され、」に、「接続部が」を「コネクタが当該電気自動車等から」に改め、同項第11号中「緊急停止させることができる措置を講ずる」を「緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたとときに、速やかに操作することができる箇所に設ける」に改め、同項第12号中「自動車等」を「急速充電設備と電気自動車等」に改め、同項第13号中「（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）」を削り、同項第16号中「当該蓄電池」の次に「（主として保安のために設けるものを除く。）」を加え、同項中第18号を第19号とし、第17号を第18号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (17) 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこと。

第15条第1項中「いう。」の次に「以下同じ。」を加える。

第22条第3項を削り、同条第4項第2号中「併せて図記号による標識を設けるときは、別表第2に定めるものとしなければなら」を「健康増進法（平成14年法律第103号）第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においてはこの限りで」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。

第22条第5項中「前項」を「第3項」に改める。

第32条第1項各号列記以外の部分中「別表第3」を「別表第2」に改め、同項第1号ア中「(別表第3)」を「(別表第2)」に改め、同項第2号及び同条第2項各号中「別表第3」を「別表第2」に改める。

第33条、第33条の2及び第45条中「別表第3」を「別表第2」に改める。

別表第2を削り、別表第3を別表第2とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条の2第1項の改正規定及び次項の規定は、令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 第10条の2第1項の改正規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後のかすみがうら市火災予防条例（以下「新条例」という。）第10条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

3 新条例第22条第3項第2号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）附則第3条第1項の規定により読み替えて適用される健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫

煙室標識」と読み替えるものとする。

- 4 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第22条第2項又は第3項第2号に規定する標識と併せて設ける図記号のうち、新条例22条第4項の規定に適合しないものについては、当該規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第50号

令和5年度かすみがうら市一般会計補正予算（第6号）

令和5年度かすみがうら市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ164,087千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18,924,589千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加は、「第3表 地方債補正」による。

令和5年9月5日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 県 支出金		1,354,404	3,480	1,357,884
	2 県 補助金	407,018	3,480	410,498
20 繰越金		287,252	76,907	364,159
	1 繰越金	287,252	76,907	364,159
22 市 債		1,505,300	83,700	1,589,000
	1 市 債	1,505,300	83,700	1,589,000
歳入合計		18,760,502	164,087	18,924,589

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総 務 費		1,913,544	114,051	2,027,595
	1 総 務 管 理 費	1,602,672	111,588	1,714,260
	2 徴 税 費	221,261	1,980	223,241
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	83,800	483	84,283
3 民 生 費		6,427,402	1,446	6,428,848
	2 児 童 福 祉 費	2,388,550	1,446	2,389,996
4 衛 生 費		1,377,993	1,980	1,379,973
	1 保 健 衛 生 費	1,377,993	1,980	1,379,973
5 労 働 費		29,699	2,420	32,119
	1 労 働 諸 費	29,699	2,420	32,119
6 農 林 水 産 業 費		774,352	4,508	778,860
	1 農 業 費	747,705	4,508	752,213
7 商 工 費		456,827	5,337	462,164
	1 商 工 費	456,827	5,337	462,164
8 土 木 費		1,859,275	10,200	1,869,475
	2 道 路 橋 梁 費	845,425	13,500	858,925
	4 都 市 計 画 費	872,476	△3,300	869,176
10 教 育 費		2,775,758	24,145	2,799,903
	2 小 学 校 費	604,614	29,502	634,116
	3 中 学 校 費	1,443,151	△5,357	1,437,794
歳 出 合 計		18,760,502	164,087	18,924,589

第 2 表 債務負担行為補正

1 追加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
都市計画マスタープラン見直し 及び用途地域の変更等検討業務 委託	令和5年度から令和6年度まで	9, 207
通学用自転車無償貸出業務委託	令和6年度から令和11年度まで	20, 196

第 3 表 地 方 債 補 正

1 追 加

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下大津地区コミュニティ施設整備事業債	83,700	普通貸借又は 証券発行	3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市 税	5,692,708	0	5,692,708
2 地 方 譲 与 税	230,384	0	230,384
3 利 子 割 交 付 金	2,493	0	2,493
4 配 当 割 交 付 金	34,064	0	34,064
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	22,414	0	22,414
6 法 人 事 業 税 交 付 金	77,000	0	77,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金	988,876	0	988,876
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	123,000	0	123,000
9 環 境 性 能 割 交 付 金	20,000	0	20,000
10 地 方 特 例 交 付 金	32,860	0	32,860
11 地 方 交 付 税	4,000,000	0	4,000,000
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	5,882	0	5,882
13 分 担 金 及 び 負 担 金	59,041	0	59,041
14 使 用 料 及 び 手 数 料	48,900	0	48,900
15 国 庫 支 出 金	2,843,283	0	2,843,283
16 県 支 出 金	1,354,404	3,480	1,357,884
17 財 産 収 入	18,175	0	18,175
18 寄 附 金	42,001	0	42,001
19 繰 入 金	955,531	0	955,531
20 繰 越 金	287,252	76,907	364,159
21 諸 収 入	416,934	0	416,934

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
22 市 債	1,505,300	83,700	1,589,000
歳 入 合 計	18,760,502	164,087	18,924,589

歳 出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 議 会 費	141,481	0	141,481				
2 総 務 費	1,913,544	114,051	2,027,595		83,700		30,351
3 民 生 費	6,427,402	1,446	6,428,848	1,056			390
4 衛 生 費	1,377,993	1,980	1,379,973				1,980
5 労 働 費	29,699	2,420	32,119				2,420
6 農 林 水 産 業 費	774,352	4,508	778,860	2,424			2,084
7 商 工 費	456,827	5,337	462,164				5,337
8 土 木 費	1,859,275	10,200	1,869,475				10,200
9 消 防 費	895,059	0	895,059				
10 教 育 費	2,775,758	24,145	2,799,903				24,145
11 災 害 復 旧 費	57,220	0	57,220				
12 公 債 費	2,001,892	0	2,001,892				
13 予 備 費	50,000	0	50,000				
歳 出 合 計	18,760,502	164,087	18,924,589	3,480	83,700		76,907

2 歳 入

(款) 16 県支出金

(項) 2 県補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 民 生 費 県 補 助 金	215,632	1,056	216,688	4 児 童 福 祉 費 補 助 金	1,056	保育対策総合支援事業費補助金
4 農 林 水 産 業 費 県 補 助 金	79,222	2,424	81,646	1 農 業 費 補 助 金	2,424	県単土地改良事業補助金 1,744 儲かる産地支援事業費補助金 680
計	407,018	3,480	410,498			

(款) 20 繰越金

(項) 1 繰越金

1 繰 越 金	287,252	76,907	364,159	1 繰 越 金	76,907	前年度繰越金
計	287,252	76,907	364,159			

(款) 22 市債

(項) 1 市債

8 総 務 債	0	83,700	83,700	1 下 大 津 地 区 コ ミ ュ ニ テ ィ 施 設 整 備 事 業 債	83,700	下 大 津 地 区 コ ミ ュ ニ テ ィ 施 設 整 備 事 業 債
計	1,505,300	83,700	1,589,000			

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
5 財産管理費	269,293	14,923	284,216				14,923	10 需用費 491 12 委託料 14,432	02 庁舎等財産管理事業 14,923 0203 旧小学校施設管理に要する経費 491 10 修繕料 491 0204 行政機能移転に要する経費 14,432 12 庁舎機能移転設計業務委託 14,432	
8 生活安全対策費	53,459	1,000	54,459				1,000	18 負担金、補助及び交付金 1,000	01 生活安全対策事業 1,000 0102 地域安全対策に要する経費 1,000 18 空家解体撤去補助金 1,000	
9 地域振興費	80,328	95,665	175,993		83,700		11,965	12 委託料 2,475 14 工事請負費 92,573 17 備品購入費 617	01 自治振興事業 95,665 0101 自治振興に要する経費 83,721 14 下大津地区コミュニティ施設整備工事 83,721 0103 千代田公民館移転に要する経費 11,944 12 千代田公民館什器等運搬作業委託 1,507 12 無線環境整備委託 968 14 施設改修・補修工事 8,852 17 図書館分館用備品 617	
計	1,602,672	111,588	1,714,260		83,700		27,888			

(款) 2 総務費

(項) 2 徴税費

2 賦課費	57,232	1,980	59,212				1,980	12 委託料 1,980	01 市税賦課事務事業 1,980 0101 市税賦課事務に要する経費 1,980 12 特別徴収税額通知の住民税システム導入業務委託 440 12 森林環境税課税に係る住民税システム改修業務委託 1,210 12 エルタックス改修委託 330
計	221,261	1,980	223,241				1,980		

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

1 戸籍住民基本台帳費	83,800	483	84,283				483	12 委託料 483	02 戸籍住民基本台帳等事業 483 0202 住民基本台帳事務に要する経費 483 12 コンビニ交付事業委託 186
-------------	--------	-----	--------	--	--	--	-----	------------	--

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
(1 戸籍住民基本台帳費)									12 住基ネットCS及び統合端末アプリ導入業務委託	297
計	83,800	483	84,283				483			

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

4 児童福祉施設費	1,007,982	1,446	1,009,428	1,056			390	18 負担金、補助及び交付金	1,446	01 児童福祉施設維持管理事業 0101 民間保育所に要する経費 18 保育対策総合支援事業費補助金	1,446 1,446 1,446
計	2,388,550	1,446	2,389,996	1,056			390				

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

7 環境保全対策費	373,119	1,980	375,099				1,980	12 委託料	1,980	01 環境保全事業 0102 環境保全推進に要する経費 12 特定外来生物等処分業務委託	1,980 1,980 1,980
計	1,377,993	1,980	1,379,973				1,980				

(款) 5 労働費

(項) 1 労働諸費

1 勤労者福祉施設費	28,935	2,420	31,355				2,420	14 工事請負費	2,420	02 勤労者福祉施設管理運営事業 0202 働く女性の家管理に要する経費 14 空調設備更新工事	2,420 2,420 2,420
計	29,699	2,420	32,119				2,420				

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

3 農業振興費	55,236	1,020	56,256	680			340	18 負担金、補助及び交付金	1,020	01 農業振興事業 0102 園芸振興に要する経費 18 儲かる産地支援事業費補助金	1,020 1,020 1,020
5 土地改良費	218,142	3,488	221,630	1,744			1,744	14 工事請負費	3,488	01 土地改良事業 0105 県単土地改良に要する経費 14 排水路整備工事	3,488 3,488 3,488
計	747,705	4,508	752,213	2,424			2,084				

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

4 観光施設費	92,035	5,337	97,372				5,337	12 委託料	5,337	01 観光施設等管理運営事業	5,337
---------	--------	-------	--------	--	--	--	-------	--------	-------	----------------	-------

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一財	般源		区分	金額
				国県支出金	地方債	その他					
(4 観光施設費)									0101 雪入ふれあいの里公園等管理運営に要する経費 326 12 指定管理者委託 (過年度超過分) 326 0103 交流センター管理運営に要する経費 796 12 指定管理者委託 (過年度超過分) 796 0104 水族館管理運営に要する経費 2,765 12 指定管理者委託 (過年度超過分) 2,765 0106 農村環境改善センター管理運営に要する経費 1,450 12 施設維持管理委託 1,450		
計	456,827	5,337	462,164				5,337				

(款) 8 土木費

(項) 2 道路橋梁費

1 道路橋梁維持費	152,931	13,500	166,431				13,500	10 需用費	13,500	01 道路維持管理事業 13,500 0101 道路維持管理に要する経費 13,500 10 修繕料 13,500
計	845,425	13,500	858,925				13,500			

(款) 8 土木費

(項) 4 都市計画費

2 都市計画推進費	741,774	△3,300	738,474				△3,300	12 委託料	△3,300	01 都市計画推進事業 △3,300 0101 都市計画調整に要する経費 △3,300 12 都市計画図修正業務委託 △3,300
計	872,476	△3,300	869,176				△3,300			

(款) 10 教育費

(項) 2 小学校費

1 小学校管理費	604,614	29,502	634,116				29,502	10 需用費	4,334	02 小学校管理運営事業 4,334 0202 小学校給食管理運営に要する経費 4,334 10 給食費 4,334 04 小学校施設整備事業 25,168 0401 小学校施設整備に要する経費 25,168 14 霞ヶ浦北小学校屋内運動場照明改修工事 △10,098 14 霞ヶ浦北小学校屋内運動場屋根防水工事 35,266
								14 工事請負費	25,168	
計										

(款) 10 教育費

(項) 2 小学校費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
計	604,614	29,502	634,116				29,502			

(款) 10 教育費

(項) 3 中学校費

1 中学校管理費	1,443,151	△5,357	1,437,794				△5,357	10 需用費 12 委託料	2,282 △7,639	01 生徒支援事業 0102 中学校生徒安全推進に要する経費 12 通学用自転車無償貸出業務委託 02 中学校管理運営事業 0202 中学校給食管理運営に要する経費 10 給食費 04 中学校施設整備事業 0402 下稻吉中学校施設整備に要する経費 12 地質調査業務委託	281 281 281 2,282 2,282 2,282 △7,920 △7,920 △7,920
計	1,443,151	△5,357	1,437,794				△5,357				

議案第51号

令和5年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第1号）

令和5年度かすみがうら市の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,293千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,733,793千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月5日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 繰越金		1,000	1,293	2,293
	1 繰越金	1,000	1,293	2,293
歳入合計		3,732,500	1,293	3,733,793

歳 出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 諸 支 出 金		1,002	1,293	2,295
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	1,000	1,293	2,293
歳 出 合 計		3,732,500	1,293	3,733,793

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 保 険 料	782,527	0	782,527
2 使 用 料 及 び 手 数 料	10	0	10
3 国 庫 支 出 金	799,377	0	799,377
4 支 払 基 金 交 付 金	950,205	0	950,205
5 県 支 出 金	535,980	0	535,980
6 財 産 収 入	251	0	251
7 繰 入 金	645,416	0	645,416
8 繰 越 金	1,000	1,293	2,293
9 諸 収 入	9,698	0	9,698
10 介 護 サ ー ビ ス 収 入	8,036	0	8,036
歳 入 合 計	3,732,500	1,293	3,733,793

歳 出 (単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総 務 費	89,580	0	89,580				
2 保 険 給 付 費	3,497,246	0	3,497,246				
3 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金	1	0	1				
4 地 域 支 援 事 業 費	120,274	0	120,274				
5 介 護 サ ー ビ ス 事 業 費	14,146	0	14,146				
6 基 金 積 立 金	251	0	251				
7 諸 支 出 金	1,002	1,293	2,295				1,293
8 予 備 費	10,000	0	10,000				
歳 出 合 計	3,732,500	1,293	3,733,793				1,293

2 歳 入

(款) 8 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 繰 越 金	1,000	1,293	2,293	1 繰 越 金	1,293	前年度繰越金
計	1,000	1,293	2,293			

3 歳 出

(款) 7 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額	
				国庫支出金	地 方 債	そ の 他					
2 償 還 金	0	1,293	1,293				1,293	22 償還金、利子及び割引料	1,293	01 国庫支出金等返還に要する経費 0101 国庫支出金等返還に要する経費 22 国庫支出金等返還金	1,293 1,293 1,293
計	1,000	1,293	2,293				1,293				

議案第52号

令和4年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定について

令和4年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年9月5日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

議案第53号

令和4年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の
認定について

令和4年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年9月5日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

議案第54号

令和4年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
の認定について

令和4年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、
地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、監査委
員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年9月5日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

議案第55号

令和4年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定
について

令和4年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年9月5日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

令和4年度

かすみがうら市一般会計・特別会計
歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書

令和5年8月18日

かすみがうら市監査委員

か 監 査 第 91 号
令和 5 年 8 月 18 日

かすみがうら市長 宮 嶋 謙 様

かすみがうら市監査委員 都 賀 重 信
かすみがうら市監査委員 茅 場 武 史
かすみがうら市監査委員 岡 崎 勉
(公 印 省 略)

令和 4 年度かすみがうら市一般会計及び特別会計歳入歳出決算
並びに基金の運用状況の審査意見について

地方自治法第 233 条第 2 項及び同法第 241 条第 5 項の規定に基づき、審査に付された令和 4 年度かすみがうら市各会計(一般会計・3 特別会計)歳入歳出決算及び関係書類並びに基金の運用状況を示す書類を審査したので、その結果について、次のとおり意見を付して提出します。

令和4年度かすみがうら市一般会計・特別会計
歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書

第1 審査の種類

地方自治法第233条第2項に基づく決算審査及び同法第241条第5項の規定に基づく基金運用状況審査

第2 審査の対象

令和4年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算
令和4年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算
令和4年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
令和4年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算
令和4年度かすみがうら市各基金の運用状況を示す書類
令和4年度かすみがうら市決算附属書類

第3 審査の着眼点

- 1 収入済額は予算現額に比べて著しい差異はないか。その理由は何か。
また、前年度と比べて著しい増減は何か。その理由は何か。
- 2 収入済額は調定額に比べて著しい差異はないか。その理由は何か。
また、前年度と比べて収入率が著しく低下しているものはないか。
その理由は何か。
- 3 収入未済、不納欠損処分及び滞納処分停止の事務処理は適切か。
- 4 予算額に比べて多額の不用額を生じているものはないか。その理由は何か。
- 5 予備費充当又は流用増減額の理由及び手続は適正であるか。
- 6 補助金、交付金等の支出の必要性、有効性、時期及び額は妥当か。
また、実績又は精算報告は確実に行われているか。
- 7 繰越明許費の繰越、事故繰越等の理由及び手続は適正か。
- 8 財産の異動増減の理由及び処理は適切か。また、現在高は正確か。
- 9 遊休施設はないか。また、活用計画は策定されているか。
- 10 基金の運用状況に関する調書の計数は基金台帳、整理簿等と一致しているか。

- 1 1 基金は設置目的に従って、確実かつ効率的に運用されているか。
- 1 2 前年度決算についての監査委員の意見に対して必要な措置がとられたか。

第4 審査の主な実施内容

審査に当たっては、かすみがうら市監査基準に準拠し、提出された令和4年度かすみがうら市各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金の運用状況が、関係法令に準拠して作成され、その会計処理が適正に行われているか確認するとともに、収入支出事務の適法性、適確性の検証を行い、予算が適正かつ効率的に執行されているか、事務事業が経済的、効果的に行われているか、関係職員から説明を聴取し審査を行った。

第5 審査の日程及び実施場所

日程 令和5年6月1日から令和5年8月18日まで
場所 かすみがうら市役所 千代田庁舎 第1会議室
霞ヶ浦庁舎 大会議室

第6 審査の結果

審査に付された令和4年度かすみがうら市各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金の運用状況は、関係法令の規定に準拠して調製されており、関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、決算計数には誤りがないものと認められた。

予算の執行状況、財産の管理など財務に関する事務の執行は、一部において改善を要するものはあるものの、おおむね所期の目的に従って執行されているものと認められた。

基金については、基金条例に基づきその目的に従って運用並びに管理されており、その計数は正確であると認められた。

※以下本文中の注記事項

比率は、原則として小数点以下第2位を四捨五入した。

第7 決算の概要

1 決算の総括

(1) 決算規模

令和4年度における一般会計と特別会計の歳入歳出決算総額は、次表のとおりである。

(単位：円)

区 分	予算現額	歳入決算額	歳出決算額	歳入歳出差引額
一般会計	21,097,098,652	20,745,223,296	19,907,128,571	838,094,725
特別会計	9,317,909,000	8,995,699,609	8,871,702,442	123,997,167
合 計	30,415,007,652	29,740,922,905	28,778,831,013	962,091,892

(2) 決算収支内訳

各会計別の決算収支状況の内訳は、次表のとおりである。

(単位：円)

区 分	歳 入 ①	歳 出 ②	形式収支 ③ (①－②)	翌年度へ繰り 越すべき財源 ④	実質収支 ⑤ (③－④)	
一般会計	20,745,223,296	19,907,128,571	838,094,725	164,709,275	673,385,450	
特別会計	国民健康 保険	4,343,885,307	4,311,348,714	32,536,593	0	32,536,593
	後期高齢 者医療	989,018,582	977,769,155	11,249,427	0	11,249,427
	介護保険	3,662,795,720	3,582,584,573	80,211,147	0	80,211,147
合 計	29,740,922,905	28,778,831,013	962,091,892	114,622,275	847,469,617	

形式収支額は9億6,209万1,892円、このうち翌年度へ繰越すべき財源1億6,470万9,275円を差し引いた実質収支額は6億7,338万5,450円となっている。

(3) 予算の執行状況

歳入の執行状況は、次表のとおりである。

【歳入】

(単位：円)

区 分	予算現額 ①	調定額 ②	収入済額 ③	収入割合	
				対予算 ③/①	対調定 ③/②
一般会計	21,097,098,652	20,986,297,978	20,745,223,296	98.3%	98.9%
国民健康 保険	4,468,749,000	4,567,976,794	4,343,885,307	97.2%	95.1%
後期高齢者 医療	979,518,000	992,964,182	989,018,582	101.0%	99.6%
介護保険	3,869,642,000	3,685,766,830	3,662,795,720	94.7%	99.4%
合 計	30,415,007,652	30,233,005,784	29,740,922,905	97.8%	98.4%

歳入決算額は297億4,092万2,905円で、予算現額304億1,500万7,652円に対する収入割合は、97.8%となっている。また、調定額302億3,300万5,784円に対する収入割合は98.4%となっている。

不納欠損額及び収入未済額については、次表のとおりである。

(単位：円)

区 分	調定額 ①	収入済額 ②	不納欠損額	収入未済額	収入率 ②/①
一般会計	20,986,297,978	20,745,223,296	25,788,262	215,286,420	98.9%
国民健康 保険	4,567,976,794	4,343,885,307	31,219,413	192,872,074	95.1%
後期高齢者 医療	992,964,182	989,018,582	668,600	3,277,000	99.6%
介護保険	3,685,766,830	3,662,795,720	8,537,480	14,433,630	99.4%
合 計	30,233,005,784	29,740,922,905	66,213,755	425,869,124	98.4%

調定額は302億3,300万5,784円で、収入済額は297億4,092万2,905円であり、不納欠損額は6,621万3,755円、収入未済額は4億2,586万9,124円であった。

不納欠損及び収入未済があった科目の状況は、次表のとおりである。

(単位：円)

区 分	科 目	調定額	収入済額	不 納 欠損額	収 入 未済額
一般会計	市民税	2,652,419,721	2,547,429,349	11,433,597	93,556,775
	固定資産税	2,844,171,386	2,740,001,714	12,270,500	91,899,172
	軽自動車税	162,928,289	146,876,805	2,084,165	13,967,319
	児童福祉費 負担金	74,152,990	72,836,110	0	1,316,880
	雑 入	358,365,144	343,818,870	0	14,546,274
会計小計				25,788,262	215,286,420
国民健康保険 特別会計	国民健康 保険税	1,048,606,838	825,519,766	31,219,413	191,867,659
	雑 入	21,522,932	20,518,517	0	1,004,415
会計小計				31,219,413	192,872,074
後期高齢者 医療特別会計	後期高齢者 医療保険料	427,540,800	423,595,200	668,600	3,277,000
会計小計				668,600	3,277,000
介護保険 特別会計	介護保険料	802,354,040	779,487,330	8,528,480	14,338,230
	雑 入	18,115,181	18,010,781	9,000	95,400
会計小計				8,537,480	14,433,630
合 計				66,213,755	425,869,124

不納欠損額は6,621万3,755円で、主なものは、市民税1,143万3,597円、固定資産税1,127万500円、国民健康保険税3,121万9,413円、介護保険料852万8,480円などである。

収入未済額は4億2,586万9,124円で、主なものは、市民税9,355万6,775円、固定資産税9,189万9,172円、国民健康保険税191,86万7,659円などである。

歳出の執行状況は、次表のとおりである。

【歳出】

(単位：円)

区 分	予算現額 ①	支出済額 ②	翌年度 繰越額	不用額	執行率 ②/①
一般会計	21,097,098,652	19,907,128,571	336,071,136	853,898,945	94.4%
国民健康保険 特別会計	4,468,749,000	4,311,348,714	0	157,400,286	96.5%
後期高齢者 医療特別会計	979,518,000	977,769,155	0	1,748,845	99.8%
介護保険 特別会計	3,869,642,000	3,582,584,573	0	287,057,427	92.6%
合 計	30,415,007,652	28,778,831,013	336,071,136	1,300,105,503	94.6%

歳出決算額は287億7,883万1,013円で、予算現額304億1,500万7,652円に対する執行率は94.6%となっている。

翌年度への繰越額は3億3,607万1,136円で、不用額は13億10万5,503円となっている。

2 各会計の歳入歳出決算の状況

令和4年度の各会計の歳入歳出決算の状況は、次のとおりである。

(1) 一般会計

一般会計は、歳入決算額 207 億 4,522 万 3,296 円で調定額に対する収入率は 98.9%となっている。歳出決算額は 199 億 712 万 8,571 円で予算額に対する執行率は 94.4%となっている。歳入歳出差引額（形式収支）8 億 3,809 万 4,725 円の剰余金を生じ、翌年度に繰り越すべき財源 1 億 6,470 万 9,275 円を控除した実質収支額は 6 億 7,338 万 5,450 円となっている。

現年度課税分の税の収納率は、個人市民税 98.5%、法人市民税 100%、固定資産税 99%、軽自動車税 96.9%となっており、滞納繰越分の収納率は、個人市民税 28.5%、法人市民税 29.5%、固定資産税 27.3%、軽自動車税 26.7%となっている。

また、令和4年度において、個人市民税 1,052 万 5,597 円、法人市民税 90 万 8,000 円、固定資産税 1,227 万 500 円、軽自動車税 208 万 4,165 円の不納欠損処分が行なわれている。

(2) 国民健康保険特別会計

国民健康保険特別会計は、歳入決算額 43 億 4,388 万 5,307 円で調定額に対する収入率は 95.1%となっている。歳出決算額は 43 億 1,134 万 8,714 円で予算額に対する執行率は 96.5%となっている。歳入歳出差引額（形式収支）は 3,253 万 6,593 円となっている。

現年度課税分の収納率は、一般被保険者国民健康保険税においては、医療給付費分 93.8%、後期高齢者支援金分 93.6%、介護納付金分 90.9%となっており、滞納繰越分の収納率は、一般被保険者国民健康保険税においては、医療給付費分 26.3%、後期高齢者支援金分 26.1%、介護納付金分 25.8%、退職被保険者等国民健康保険税においては、医療給付費分 0%、後期高齢者支援金分 0%、介護納付金分 0%となっている。

なお、令和4年度において、一般被保険者国民健康保険税 3,103 万 6,713 円、退職被保険者等国民健康保険税 18 万 2,700 円の不納欠損処分が行なわれている。

(3) 後期高齢者医療特別会計

後期高齢者医療特別会計は、歳入決算額 9 億 8,901 万 8,582 円で、調定額に対する収入率は 99.6%となっている。歳出決算額 9 億 7,776 万 9,155 円で予算額に対する執行率は 99.8%となっている。歳入歳出差引額（形式

収支) は1,124万9,427円となっている。

なお、令和4年度において66万8,600円の不納欠損処分が行なわれている。

(4) 介護保険特別会計

介護保険特別会計は、歳入決算額36億6,279万5,720円で調定額に対する収入率は99.4%となっている。歳出決算額は35億8,258万4,573円で予算額に対する執行率は92.6%となっている。歳入歳出差引額(形式収支)は8,021万1,147円となっている。

なお、令和4年度において853万7,480円の不納欠損処分が行なわれている。

3 財政分析の結果

(1) 財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指標で、この指数が1.00に近くあるいは1.00を超えるほど財源に余裕があるものとされている。

本市の状況は、令和4年度0.59、令和3年度0.59、令和2年度0.61、令和元年度0.61、平成30年度0.61と、ほぼ横ばいの状況である。

(2) 経常一般財源等比率

収入の安定性と財政上の自立性を判断するために用いられるもので、この数値が100%を超える度合いが高ければ高いほど経常一般財源に余裕があることを示すものである。令和4年度は100.1%で、前年度の97.4%と比べ、2.7%増加している。

(3) 経常収支比率

財政構造の弾力性を判断するために用いられるもので、経常的経費に経常一般財源がどの程度充当されているかを示すものであり、一般的に80%を超える場合には弾力性を失いつつあるとされている。

令和4年度は89.9%で、前年度の88.9%に比べ、1%増加している。

また、臨時財政対策債を経常一般財源に加えた場合は88.2%で、前年度83.5%と比べ、4.7%増加している。

(4) 実質収支比率

財政運営の健全性を示す指標であり、実質収支の標準財政規模に対する比率が、おおむね標準財政規模の3%~5%程度が望ましいといわれている。

令和4年度は5.9%で、前年度の10.2%と比べ、4.3%減少している。

(5) 実質公債費比率

実質公債費比率は、公債費による財政負担の度合いを判断する指標で、この指標が18%以上となると起債許可が必要となり、25%以上となると一般単独事業に係る起債が制限され、さらに35%以上となると一部の一般公共事業の起債が制限される。

令和4年度は9.5%で、前年度の9.7%と比べ、0.2%減少しているが、ほぼ横ばいの状況である。

第8 財産に関する調書

1 土地、建物等

公有財産の土地は、第2常陸野公園用地及び複合交流拠点施設整備事業用地を取得したことなどにより53,107㎡増加し、令和4年度末現在高は1,436,962㎡となっている。

建物の延床面積は、志士庫第1公民館の払下げ等により503㎡減少し、令和4年度末現在高は130,906㎡となっている。

山林は、年度中の増減はなく、令和4年度末現在高は80,419㎡となっている。

2 出資による権利

出資金は、年度中の増減はなく、令和4年度末現在高は7,865万7,000円となっている。

3 物品

物品は車両で、年度内に公用車購入等で3台の増、廃車で3台の減により、令和4年度末現在高は146台となっている。

4 基金

基金は、財政調整基金など13の基金がある。前年度末現在高は64億3,984万1,872円であったが、年度内に減債基金など11基金で3億3,685万4,858円増加している一方、地域づくり基金など2つの基金で1億9,624万4,356円減少したことにより、令和4年度末の現在高は65億8,045万2,374円となっている。

第9 審査意見

決算審査を通じた意見、指摘事項は次のとおり。

1 財政状況について

令和4年度の決算状況をみると、財政運営の健全化を示す実質収支比率は5.9%である。また、健全化判断比率の指標である実質赤字比率は△5.9%（対前年度比4.3%増）と早期健全化基準の13.1%を下回っており、連結実質赤字比率についても△16.1%（対前年度比4.5%増）と早期健全化基準の18.1%を下回っている。実質公債費比率については9.5%（対前年度比0.2%減）であり、早期健全化基準の25.0%を下回っている。将来負担比率についても54.7%（対前年度比3.2%増）と早期健全化基準の350%を下回っており、財政の健全性は保たれている。

財政構造の弾力性の指標である経常収支比率については、前年度と比べて1%増加し89.9%となっている。経常収支比率が80%を超えると財政構造の弾力性を欠いているとされ、行政需要の変化に適切に対応することが困難になるとされていることから、今後も可能な限り経常的経費の支出削減に努め、また、定住促進・企業誘致等の施策により財源を確保し財政構造の弾力性の確保に努めていただきたい。

2 財源の確保

(1) 収入未済額の縮減

収入未済額は、一般会計で2億1,528万6,420円（対前年度比9.4%減）、特別会計で2億1,058万2,704円（対前年度比17.4%減）となっている。

一般会計のうち収入未済額の主なものは、市民税9,355万6,775円、固定資産税9,189万9,172円となっている。特別会計のうち収入未済額の主なものは、国民健康保険税で1億9,186万7,659円となっている。

市税・国民健康保険税の収入未済額については、様々な手法によって鋭意努力していることは認められるものの、依然として多額である。

厳しい財政状況の中、収入未済額の縮減は喫緊の課題である。

今後とも安定的な自主財源の確保及び市民負担の公平性を維持するため、積極的、全庁的な収納対策のもと適正な債権回収を図り、収入未済額の縮減に向け一層努力していただきたい。

(2) 不納欠損処分の厳正な取り扱い

不納欠損額については、一般会計で 2,578 万 8,262 円、特別会計で 4,042 万 5,493 円となっている。

一般会計の主なものは、個人市民税 1,052 万 5,597 円（対前年度比 31.3%増）、固定資産税 1,227 万 500 円（対前年度比 88.6%増）、特別会計の主なものは、国民健康保険税 3,121 万 9,413 円（対前年度比 11.4%増）、介護保険料 852 万 8,480 円（対前年度比 8.7%増）などとなっている。

慎重かつ厳正な取扱いが求められる不納欠損処分については、関係法令に則り適正に処理されていると思うが、不納欠損額は依然として多額である。今後とも更なる縮減に向けて慎重かつ厳正に対応していただきたい。

(3) 予算の適正執行

ア 予算及び事業の適正執行

予算の執行については、概ね法令等に基づいた適正な事務処理に努められていると認められる。

なお、令和 5 年度への繰越額を見ると一般会計繰越明許費で 2 億 8,118 万 4,136 円が繰り越されている。今後とも、安易な繰り越しが生じないように効率的な予算執行に努めていただきたい。

イ 不用額について

一般会計・特別会計を合わせた不用額は、13 億 10 万 5,503 円（対前年度比 3,045 万 3,380 円減）となっており、前年度から改善されている。

不用額発生の要因としては、執行段階で経費の節減によるもの、契約における差金、見積もりの過大などが考えられるが、今後とも計画する事業費の適確な把握に努めるとともに、契約により多額の差金が生じた場合は、速やかに予算を補正するなどの措置により、会計年度独立の原則に則り、限りある予算の有効活用に努められたい。

ウ 財源の有効活用

普通会計における実質収支の額は、おおむね標準財政規模の3%～5%程度が望ましいといわれている。令和4年度の実質収支比率は5.9%と、前年度より4.3%減少している。その額は、6億7,338万5,450円(前年度11億8,950万6,663円、前々年度5億3,467万5,678円)と極めて高い額となっている。

それは、諸事情によるものであるが、結果として、その額相当分が当該年度の財源として活用されていなかったと言える。

常に歳入歳出予算の執行状況の把握に努め、大幅な歳入増や多額の不用額が生じた場合は、補正措置により新たな行政需要への対応等財源の有効活用に努められたい。

(4) 補助金等について

各種補助金の交付決定及び実績の確認については、引き続き市補助金交付規則等関係法令を遵守し、適正な事務処理に努められたい。

(5) 基金の管理運用について

基金については、その設置目的に従って管理運用されており、関係法令等に基づいて適切に管理されていると認められた。

今後とも適正かつ効率的な運用に努めていただきたい。

第10 むすび

急速に進む少子高齢化の波は、厚生労働省が当初予測した以上に加速している状況にある。

総人口に占める高齢率：28.6%（2020年）→38.7%（2070年） 日本人の出生数：81万人（2020年）→45.3万人（2070年） <参考>厚生労働省HP 及び 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」

子供が減り、高齢者が増えることによる将来にわたる急激な人口減少は、社会全体に影響を及ぼすことになる。現役世代が支える年金や医療、介護といった社会保障の根本が揺らぎかねない事態になることが懸念されており、経常経費に大きく占める福祉関係経費、耐用年数を過ぎた

老朽化公共施設等の維持管理等の支出も、今後とも増加傾向となることは避けられない状況にある。本市においてもこうした事態を念頭に置いて中長期的展望に基づいた将来像を想定し、まちづくりを展開していくことが求められている。

そうした中、今般の令和4年度かすみがうら市健全化判断比率における4指標及び資金不足比率については、現時点では基準をクリアしているものの、近年の県・国の平均値に対比すると良好とはいえない。また、財政力指数、経常収支比率については、課題が残るものとなっており、総合的に見て依然として厳しい財政状況下にある。

以上の状況に鑑み、将来にわたり持続可能なまちづくりを推進するためには、「入るを量り出ざるを為す」を基本として、無駄、斑、無理のない最少の経費で最大の効果を挙げる施策に基づく業務の遂行に徹しなければならない。

企業が成長し続けるためには、社会経済状況の変化に応じた独自の成長戦略が必要であると同様に、本市においても市長が掲げる「活力とあたたかさあふれる市政」の実現のため、財政力の強化と中長期計画の策定に基づく選択と集中による本市独自の取り組みに向けて、市執行部一丸となって一層の努力をお願いしたい。

議案第56号

令和4年度かすみがうら市水道事業会計決算の認定について

令和4年度かすみがうら市水道事業会計決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年9月5日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

議案第 57 号

令和 4 年度かすみがうら市下水道事業会計決算の認定について

令和 4 年度かすみがうら市下水道事業会計決算について、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 5 年 9 月 5 日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

令和4年度

かすみがうら市公営企業会計
決算審査意見書

令和5年8月18日

かすみがうら市監査委員

か 監 査 第 92 号
令和 5 年 8 月 18 日

かすみがうら市長 宮 嶋 謙 様

かすみがうら市監査委員 都 賀 重 信
かすみがうら市監査委員 茅 場 武 史
かすみがうら市監査委員 岡 崎 勉
(公 印 省 略)

令和 4 年度かすみがうら市公営企業会計決算審査意見について

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 30 条第 2 項の規定により、審査に付された令和 4 年度かすみがうら市水道事業会計及び令和 4 年度かすみがうら市下水道事業会計の決算報告書並びに関係書類を審査したので、その結果について、次のとおり意見を付して提出します。

令和4年度かすみがうら市公営企業会計決算審査意見書

第1 審査の種類

地方公営企業法第30条第2項に基づく決算審査

第2 審査の対象

令和4年度かすみがうら市水道事業会計決算

令和4年度かすみがうら市下水道事業会計決算

第3 審査の着眼点

- 1 収益、費用の計上漏れ又は過剰計上はないか。
- 2 収益に対応する費用は計上されているか。
- 3 勘定科目の区分は適正か。
- 4 経常損益と特別損益の区分は適正か。
- 5 営業損益と営業外損益の区分は適正か。
- 6 利益剰余金と資本剰余金とを混同しているものはないか。
- 7 未払金は発生事実に基づき適正に計上されているか。
- 8 経営活動は、合理的かつ能率的に行われているか。
- 9 前年度決算についての監査委員の意見に対して必要な措置がとられたか。

第4 審査の主な実施内容

審査に当たっては、かすみがうら市監査基準に準拠し、提出された令和4年度かすみがうら市水道事業会計並びに令和4年度下水道事業会計の決算報告書、損益計算書、剰余金計算書、貸借対照表、注記表につき、会計帳簿、証拠書類と照合し、その会計処理が適正に行われているか確認するとともに、水道事業会計並びに下水道事業会計の財政状況及び経営成績が、地方公営企業法第3条に規定する経営の基本原則に従い適正に処理されているか、関係職員から説明を聴取し、審査を行った。

第5 審査の日程及び実施場所

日程 令和5年6月1日から令和5年8月18日まで

場所 かすみがうら市役所 霞ヶ浦庁舎 大会議室

第6 審査の結果

審査に付された令和4年度かすみがうら市水道事業会計並びに令和4年度かすみがうら市下水道事業会計の決算書類等は、関係法令に準拠して調製されており、会計処理が適正に行われているものと認められた。

第7 審査の概要

1 水道事業会計

(1) 業務状況について

区 分	単位	令和2年度	令和3年度		令和4年度	
		実績	実績	増減比	実績	増減比
行政区域内人口	人	40,951	40,622	△329	40,541	△81
年度末給水人口	人	38,838	38,913	75	38,630	△283
普及率	%	94.8	95.8	1	95.3	△0.5
年間総配水量	m ³	4,608,124	4,487,905	△120,219	4,399,988	△87,917
年間総有収水量	m ³	3,846,740	3,777,134	△69,606	3,750,346	△26,788
有収率	%	83.5	84.2	0.7	85.2	1
一日一人平均給水量	ℓ	271	266	△5	266	0

令和4年度の業務状況は、上表のとおりである。

また、令和4年度末の普及状況は、給水人口38,630人、普及率95.3%となっている。

令和3年度との比較においては、給水人口は283人減少し、普及率は0.5%の減となっている。

年間総配水量は4,399,988m³となっており87,917m³(△2.0%)の減、年間総有収水量は3,750,346m³となっており26,788m³(△0.7%)の減、有収率は85.2%となり1%の増となっている。

(2) 経営状況について

収益的収入及び支出における水道事業収益は9億8,861万8,489円(税抜)で、前年度の9億7,528万9,062円と比較して1,332万9,427円の増となった。

水道事業費(支出)は9億4,838万7,108円(税抜)で、前年度の9億1,038万8,786円と比較すると3,799万8,322円の増となった。

以下、項目ごとに見てみると、収入の水道事業収益については、営業収益8億873万2,088円(税抜)、営業外収益1億7,988万6,401円(税抜)となっている。

事業収益の根幹をなす営業収益は、水道事業収益の81.8%を占めている。その中で最も主要な給水収益は7億5,573万8,266円で、前年度の8億2,884万5,797円と比較すると73,107,531円、8.8%の減となっている。

次に、水道事業費は営業費用(支出)が9億291万9,529円で前年度の8億5,956万6,137円と比較すると4,335万3,392円の増となった。その

主な要因は、原水及び浄水費の動力費、配水及び給水費の修繕費、総係費の人件費・委託料等が増加したことによる。

営業外費用は4,528万709円(税抜)となっており、前年度の5,071万9,029円と比較すると543万8,320円の減となった。その要因は、支払利息と諸支出金が減少したことによる。

以上のことにより、令和4年度の純利益は4,023万1,381円となり、前年度の6,490万276円と比較すると2,466万8,895円の減となった。

また、令和4年度も水道事業会計安定化のため、営業外収益として一般会計からの補助金2,500万円(対前年度比増減なし)を受け全額企業債利息の償還に充当している状況にある。

資本的収入及び支出については、収入が3億5,810万円(税抜)で、支出は6億3,907万4,500円(税抜)である。収入は企業債である。支出は、建設改良費が3億5,244万4,338円(税抜)と企業債償還金2億8,663万162円(税抜)である。資本的収入(税込)が資本的支出(税込)に対し不足する額3億1,529万9,185円は、消費税資本的収支調整額及び過年度並びに当年度損益勘定留保資金で補填している。

(3) キャッシュ・フロー計算書から見た経営状況について

キャッシュ・フロー計算書は、業務活動、投資活動、財務活動の3つの活動に区分し、資金の出入(キャッシュ・フロー)を表すものとして作成が義務化されている。

3つの指標で表されるキャッシュ・フローを見ると、業務活動によるキャッシュ・フローは3億3,135万8,806円のプラスである。投資活動によるキャッシュ・フローは3億5,119万5,209円のマイナスである。また、財務活動によるキャッシュ・フローは6,983万9,838円のプラスである。

また、令和4年度末の資金残高は7億9,841万9,164円となり、前年度末時点の7億4,841万5,729円より5,000万3,435円の増となった。

業務活動及び財務活動によるキャッシュ・フローがプラスで、投資活動によるキャッシュ・フローがマイナスであることにより、業務活動及び財務活動で得た資金で、投資活動や企業債の償還などの財務活動を行っていることが分かる。

2 下水道事業会計

(1) 業務状況について

区 分	単位	令和2年度	令和3年度		令和4年度	
		実績	実績	増減比	実績	増減比
行政区域内人口	人	40,951	40,622	△329	40,541	△81
処理区域内人口	人	32,669	32,945	276	32,878	△67
水洗化人口	人	30,295	30,759	464	30,712	△47
普及率	%	79.8	81.1	1.3	81.1	0
水洗化率	%	92.7	93.4	0.7	93.4	0
年間総排水量	m ³	3,743,894	3,649,539	△94,355	3,340,584	△308,955
年間総有収水量	m ³	3,020,040	2,981,573	△38,467	2,871,948	△109,625
有収率	%	80.7	81.7	1	86.0	4.3

令和4年度の業務状況は、上表のとおりである。

また、令和4年度末の普及状況は、水洗化人口30,712人、水洗化率は93.4%となっている。

令和3年度との比較においては、水洗化人口は47人減少し、水洗化率は同率となっている。

年間総排水量は3,340,584m³となっており308,955m³の減、年間総有収水量は2,871,948m³となっており109,625m³の減、有収率は86.0%となり4.3%の増となっている。

(2) 経営状況について

収益的収入及び支出における下水道事業収益は12億9,812万2,502円(税抜)で、前年度の13億9,769万6,667円と比較し、9,957万4,165円の減となった。

下水道事業費用(支出)は12億7,901万8,754円(税抜)で、前年度の13億4,290万6,480円と比較すると6,388万7,726円の減となった。

以下、項目ごとに見てみると、収入の下水道事業収益については、営業収益3億4,835万2,763円(税抜)、営業外収益9億4,239万2,507円(税抜)となっている。

次に、下水道事業費用(支出)は営業費用が11億5,071万8,419円(税抜)で、前年度の11億9,828万7,777円と比較すると4,756万9,358円の減となった。その主な要因は、管渠費や農業集落排水処理施設費等が増加したものの、普及促進費と原価償却費等が減少したことによる。

営業外費用は1億2,830万335円(税抜)となり、前年度の1億4,458万9,783円と比較すると1,628万9,448円の減となった。その要因は、支

払利息と消費税が減少したことによる。

以上のことにより、令和4年度の純利益は1,910万3,748円となり、前年度の5,479万187円と比較すると3,568万6,439円の減となった。

また、下水道事業会計安定化のため、営業外収益として一般会計からの補助金5億1,626万4,420円を受け全額減価償却費に充当している状況にある。

資本的収入及び支出については、収入が6億4,792万7,680円（税抜）で、支出は9億1,526万7,793円（税抜）である。収入は、企業債、負担金及び分担金、他会計補助金、国庫補助金である。支出は、建設改良費1億8,926万2,763円（税抜）と企業債償還金7億2,600万5,030円（税抜）である。資本的収入（税込）が資本的支出（税込）に対し不足する額2億7,438万7,688円は、消費税資本的収支調整額及び過年度並びに当年度分損益勘定留保資金で補填している。

（3）キャッシュ・フロー計算書から見た経営状況について

キャッシュ・フロー計算書は、業務活動、投資活動、財務活動の3つの活動に区分し、資金の出入（キャッシュ・フロー）を表すものとして作成が義務化されている。

3つの指標で表されるキャッシュ・フローを見ると、業務活動によるキャッシュ・フローは3億6,150万6,382円のプラスである。投資活動によるキャッシュ・フローは2億8,776万4,917円のプラスである。財務活動によるキャッシュ・フローは5億5,510万5,030円のマイナスである。

このことにより、令和4年度末の資金残高は、2億6,676万3,080円となり、前年度の1億7,259万6,811円より9,416万6,269円の増となった。

業務活動及び投資活動によるキャッシュ・フローがプラスで、財務活動によるキャッシュ・フローがマイナスであることにより、業務活動で得た資金や投資活動による他会計からの補助金などにより、財務活動による企業債の償還を行っていることが分かる。

第8 むすび

本市の給水人口は新型コロナウイルス感染症に伴う一時的な使用料増加は見られたものの、基本的には年々減少傾向にある。給水普及率も 95.3%となっており、有収率向上に努める以外、歳入増を見込むことが困難な状況にある。

そうした中、水道事業については、中長期計画策定に基づく耐用年数に応じた健全で着実な更新に努め、漏水率の低減と給水率の向上に努められたい。下水道事業については、農業集落排水を含む下水道への接続率を高める対策を図るとともに、下水道接続戸数増加向上に向けて引き続き努力されたい。

議案第 58 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、下記のとおり市道路線を認定することについて、議会の議決を求める。

令和 5 年 9 月 5 日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

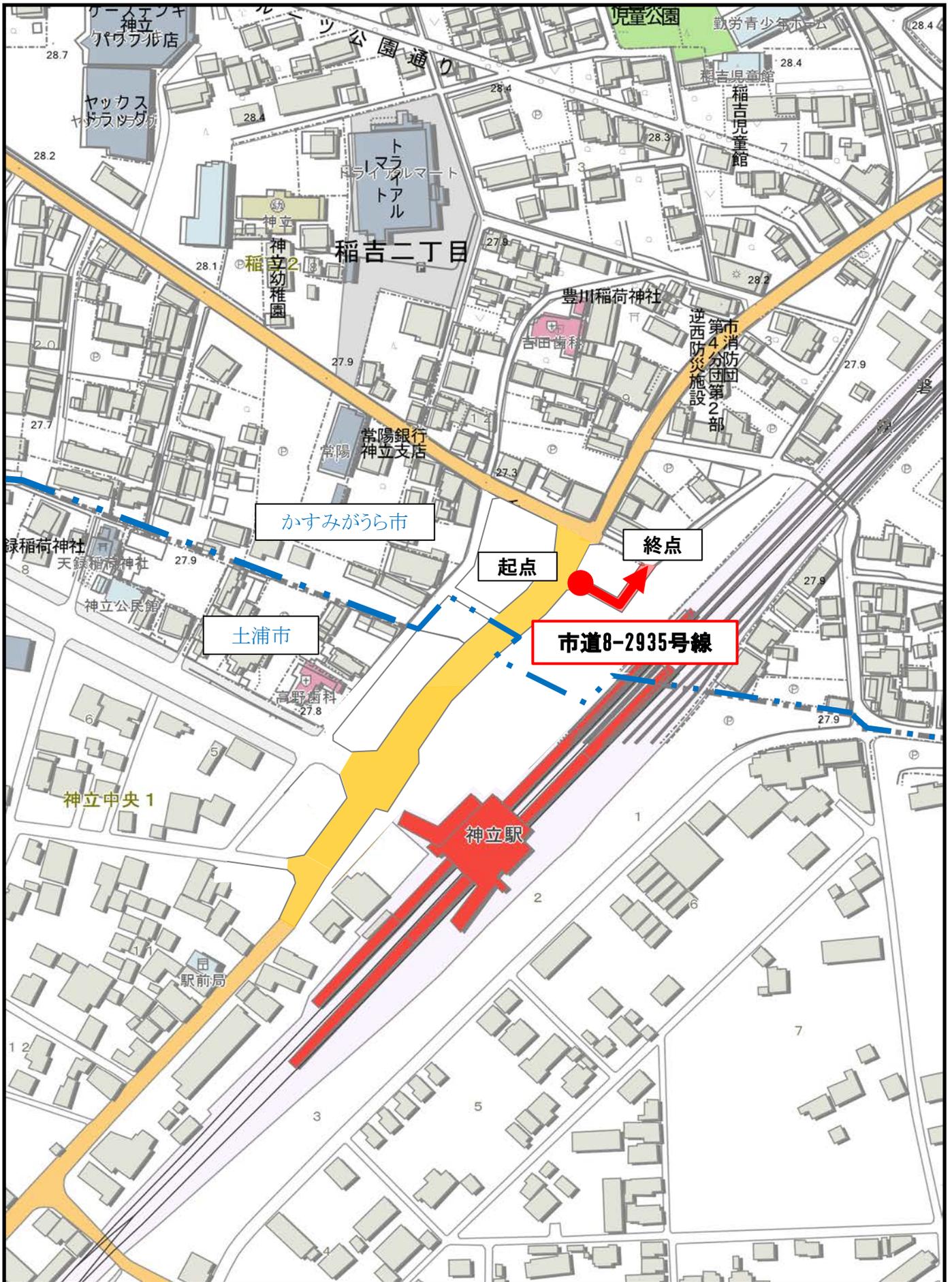
路線名		道路区域(区間)		敷地の幅員	総延長
種別	番号	起点側(地番)	終点側(地番)	最小～最大 (m)	(m)
その他	8-2935	稲吉二丁目 3933 番 2	稲吉二丁目 3932 番 3	6.0～9.9	51.6

路線認定位置図（千代田地区）



詳細位置図 (認定路線図)

認定路線 



議案第59号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、下記のとおり市道路線を認定することについて、議会の議決を求める。

令和5年9月5日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

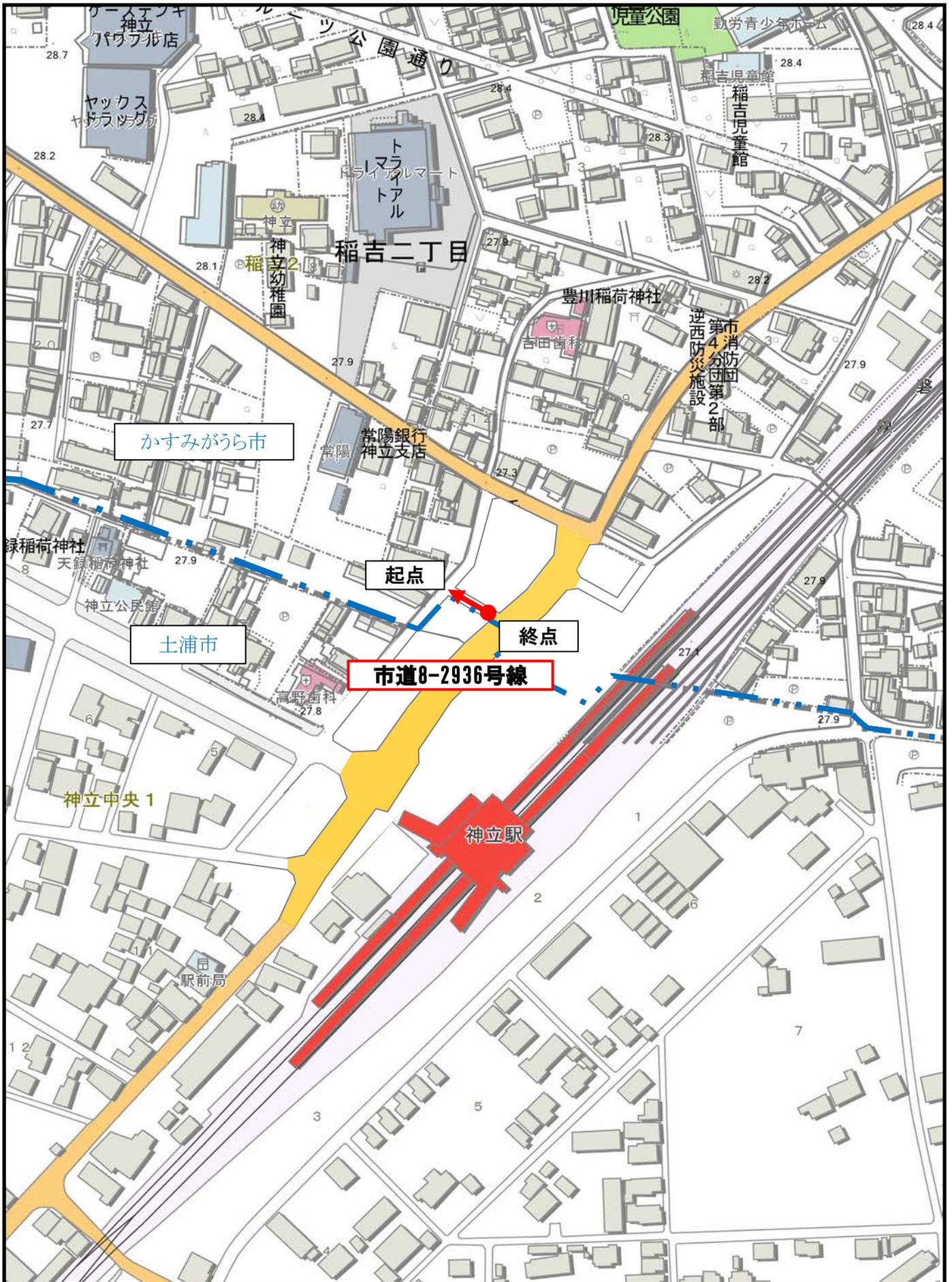
路線名		道路区域(区間)		敷地の幅員	総延長
種別	番号	起点側(地番)	終点側(地番)	最小～最大(m)	(m)
その他	8-2936	稲吉二丁目 3931番1	稲吉二丁目 3931番1	4.0～4.0	24.8

路線認定位置図（千代田地区）



詳細位置図 (認定路線図)

認定路線 



議案第60号

市道路線の変更について

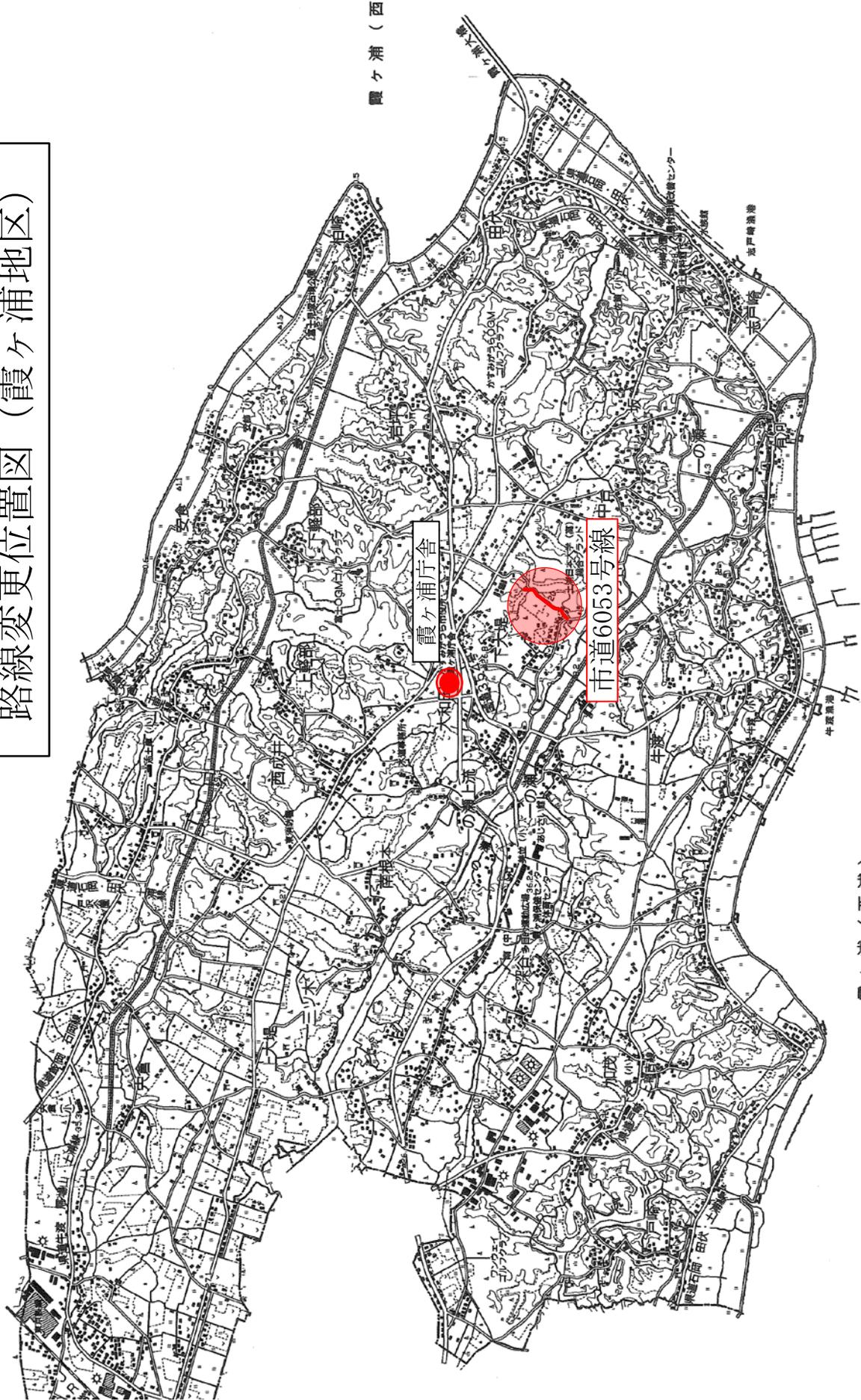
道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、下記のとおり市道路線を変更することについて、議会の議決を求める。

令和5年9月5日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

路線名		道路区域(区間)		敷地の幅員	総延長
種別	番号	起点側(地番)	終点側(地番)	最小～最大(m)	(m)
その他	6053	男神 101 番 4	男神 278 番 1	0.91～7.33	631.00
				3.70～7.33	566.70

路線変更位置図（霞ヶ浦地区）

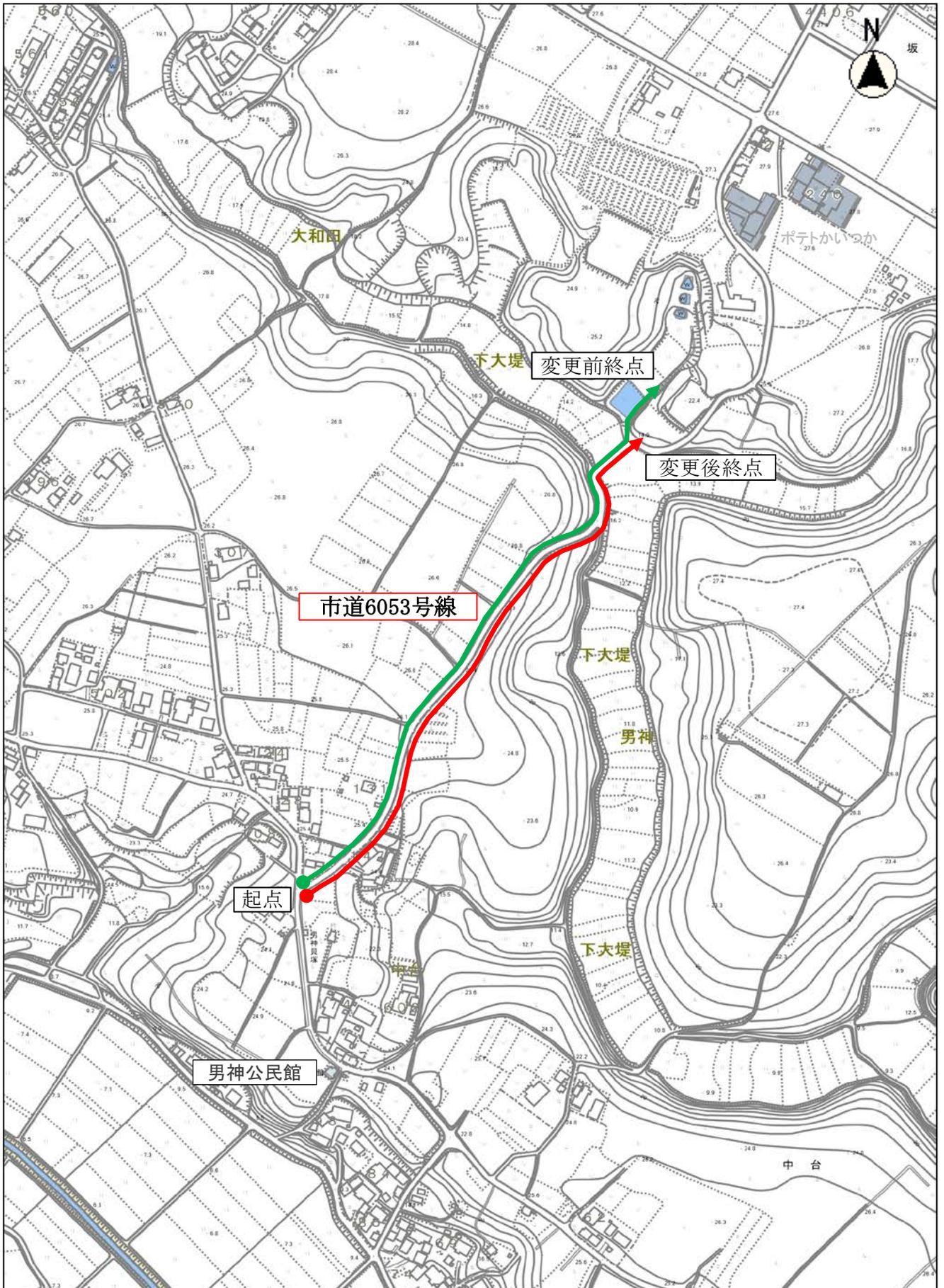


詳細位置図 (変更図)

変更前路線



変更後路線



(参考資料)

付議事件 (条例) 条文新旧対照表

かすみがうら市職員の特殊勤務手当に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 新型コロナウイルス感染症防疫作業手当</u></p> <p><u>(3)～(10) (略)</u></p>	<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2)～(9) (略)</u></p>
<p><u>(新型コロナウイルス感染症防疫作業手当)</u></p> <p><u>第3条の2 新型コロナウイルス感染症防疫作業手当は、職員が新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。)から市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって規則で定める作業に従事した場合に、当該職員に対して支給する。この場合において、前条の規定は適用しない。</u></p>	
<p>(手当の額)</p> <p>第12条 第3条から第10条まで<u>(第3条の2を除く。)</u>に規定する手当の額は、1回につき500円を超えない範囲において、規則で定める。</p> <p><u>2 第3条の2に規定する手当の額は、1日(消防職員にあっては、1当務)につき1,500円を超えない範囲において、規則で定める。</u></p> <p><u>3 (略)</u></p>	<p>(手当の額)</p> <p>第12条 第3条から第10条までに規定する手当の額は、1回につき500円を超えない範囲において、規則で定める。</p> <p><u>2 (略)</u></p>

	附 則 この条例は、公布の日から施行する。
--	--

かすみがうら市空家等対策の推進に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。</p> <p>2 この条例において「空家等の所有者等」とは、法第3条に規定する空家等の所有者又は管理者をいう。</p> <p>3 この条例において「跡地の所有者等」とは、法第6条第2項第5号に規定する除却した空家等に係る跡地の所有者若しくは管理者をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。</p> <p>2 この条例において「空家等の所有者等」とは、法第5条に規定する空家等の所有者又は管理者をいう。</p> <p>3 この条例において「跡地の所有者等」とは、法第7条第2項第5号に規定する除却した空家等に係る跡地の所有者若しくは管理者をいう。</p>
<p>(所有者等の責務)</p> <p>第3条 空家等の所有者等又は跡地の所有者等は、空家等及び空家等の跡地が周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、自らの責任と負担において、定期的にこれらの状態を点検し、必要に応じて建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定するものをいう。第10条において同じ。)の修繕又は撤去、門扉等の施錠、敷地内の除草、樹木の剪定その他の必要な措置を講じ、常に適切な管理に努めなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(所有者等の責務)</p> <p>第3条 空家等の所有者等又は跡地の所有者等は、空家等及び空家等の跡地が周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、自らの責任と負担において、定期的にこれらの状態を点検し、必要に応じて建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定するものをいう。第9条において同じ。)の修繕又は撤去、門扉等の施錠、敷地内の除草、樹木の剪定その他の必要な措置を講じ、常に適切な管理に努めるとともに、市が実施する空家等に関する施策に協力するよう努めなければならない。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(市の責務)</p> <p>第4条 市は、この条例の目的を達成するため、法第6条第1項の規定による空家等対策計画を定め、空家等の適切な管理に関する啓発、空家等及び空家等の跡地の活用の促進並びに新たな空家等の発生の防止に必要な</p>	<p>(市の責務)</p> <p>第4条 市は、この条例の目的を達成するため、法第7条第1項の規定による空家等対策計画を定め、空家等の適切な管理に関する啓発、空家等及び空家等の跡地の活用の促進並びに新たな空家等の発生の防止に必要な</p>

な施策(次条から第7条までにおいて「空家等に関する施策」という。)を総合的かつ計画的に推進するものとする。	な施策(次条から第7条までにおいて「空家等に関する施策」という。)を総合的かつ計画的に推進するものとする。
(空家等に対する助言等) 第9条 市長は、空家等（特定空家等を除く。）が周辺の生活環境に悪影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該空家等の所有者等に対し、周辺の生活環境の保全を図るために必要な助言、指導又は勧告を行うことができる。	
第10条～第13条 (略)	第9条～第12条 (略)
	附 則 (施行期日) 1 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律(令和5年法律第50号)の施行の日から施行する。 (経過措置) 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前のかすみがうら市空家等対策の推進に関する条例第9条の規定によりなされた指導又は勧告については、法第13条の規定によりなされたものとみなす。

かすみがうら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

改正前	改正後
附 則 第1条及び第2条 (略) (職員に関する経過措置) 第3条 この条例の施行の日から令和5年3月31日までの間 、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの(令和5年3月31日までに修了することを予定している者を含む。)」とする。	附 則 第1条及び第2条 (略) (職員に関する経過措置) 第3条 当分の間 、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの(放課後児童支援員として雇用された日の属する年度の翌々年度の末日までの間で市長が指定する日までに修了を予定している者を含む。)」と

2 (略)	する。 2 (略)
	附 則 <u>この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後のかすみがうら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定は、令和5年4月1日から適用する。</u>

かすみがうら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

改正前	改正後
(特定教育・保育の取扱方針) 第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。 (1) (略) (2) 認定こども園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び <u>同条第11項</u> の規定による公示がされたものに限る。) 次号及び第4号に掲げる事項 (3)及び(4) (略) 2 (略)	(特定教育・保育の取扱方針) 第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。 (1) (略) (2) 認定こども園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び <u>同条第10項</u> の規定による公示がされたものに限る。) 次号及び第4号に掲げる事項 (3)及び(4) (略) 2 (略)
	附 則 <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>

かすみがうら市火災予防条例 新旧対照表

改正前	改正後
(急速充電設備) 第10条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気自動車等(電気を動力源とする <u>自動車等(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定する自動車</u>	(急速充電設備) 第10条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気自動車等(電気を動力源とする <u>自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下</u>

又は同項第10号に規定する原動機付自転車
をいう。第12号において同じ。)をいう。
以下この条において同じ。)に充電する設
備(全出力20キロワット以下のもの及び全
出力200キロワットを超えるものを除く。)
をいう。以下同じ。)の位置、構造及び管
理は、次の各号に掲げる基準によらなけれ
ばならない。

- (1) 急速充電設備(全出力50キロワット以下
のもの及び消防長が認める延焼を防止す
るための措置が講じられているものを除
く。)を屋外に設ける場合にあつては、
建築物から3メートル以上の距離を保つ
こと。ただし、不燃材料で造り、又は覆
われた外壁で開口部のないものに面する
ときは、この限りでない。
- (2) そのきょう体は不燃性の金属材料で造
ること。
- (3)～(5) (略)
- (6) 急速充電設備と電気自動車等が確実に
接続されていない場合には、充電を開始
しない措置を講ずること。
- (7) 急速充電設備と電気自動車等の接続部
に電圧が印加されている場合には、当該
接続部が外れないようにする措置を講ず
ること。
- (8)～(10) (略)

同じ。)にコネクター(充電用ケーブルを電
気自動車等に接続するためのものをいう。
以下同じ。)を用いて充電する設備(全出力
20キロワット以下のものを除く。)をい
い、分離型のもの(変圧する機能を有する
設備本体及び充電ポスト(コネクター及び
充電用ケーブルを収納する設備で、変圧す
る機能を有しないものをいう。以下同
じ。)により構成されるものをいう。以下
同じ。)にあつては、充電ポストを含む。
以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次
の各号に掲げる基準によらなければなら
ない。

- (1) 急速充電設備(全出力50キロワット以下
のもの及び消防長が認める延焼を防止す
るための措置が講じられているものを除
く。)を屋外に設ける場合にあつては、
建築物から3メートル以上の距離を保つ
こと。ただし、次に掲げるものにあつて
は、この限りでない。
ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁
で開口部のないものに面するもの
イ 分離型のものにあつては、充電ポス
ト
- (2) その筐体は、不燃性の金属材料で造る
こと。ただし、分離型のもの充電ポス
トにあつては、この限りでない。
- (3)～(5) (略)
- (6) コネクターと電気自動車等が確実に接
続されていない場合には、充電を開始し
ない措置を講ずること。
- (7) コネクターが電気自動車等に接続さ
れ、電圧が印加されている場合には、当
該コネクターが当該電気自動車等から
外れないようにする措置を講ずること。
- (8)～(10) (略)

<p>(11) 急速充電設備を手動で<u>緊急停止させることができる措置を講ずる</u>こと。</p> <p>(12) <u>自動車等</u>の衝突を防止する措置を講ずること。</p> <p>(13) コネクター(<u>充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。</u>)について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。</p> <p>(14) 及び(15) (略)</p> <p>(16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。 ア～エ (略)</p> <p><u>(17) 及び(18)</u> (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(11) 急速充電設備を手動で<u>緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたときに、速やかに操作することができる箇所に設ける</u>こと。</p> <p>(12) <u>急速充電設備と電気自動車等</u>の衝突を防止する措置を講ずること。</p> <p>(13) コネクターについて、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。</p> <p>(14) 及び(15) (略)</p> <p>(16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池(<u>主として保安のために設けるものを除く。</u>)について次に掲げる措置を講ずること。 ア～エ (略)</p> <p><u>(17) 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池(主として保安のために設けるものを除く。)を内蔵しないこと。</u></p> <p><u>(18) 及び(19)</u> (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>(避雷設備)</p> <p>第15条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本産業規格(産業標準化法(昭和24年法律第185号)第20条第1項の日本産業規格をいう。)に適合するものとしなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(避雷設備)</p> <p>第15条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本産業規格(産業標準化法(昭和24年法律第185号)第20条第1項の日本産業規格をいう。<u>以下同じ。</u>)に適合するものとしなければならない。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(喫煙等)</p> <p>第22条 (略)</p>	<p>(喫煙等)</p> <p>第22条 (略)</p>

<p>2 (略)</p> <p>3 前項の場合において、併せて図記号による標識を設けるときは、別表第2に定めるものとしなければならない。</p> <p>4 第1項の消防長が指定する場所(同項第3号に掲げる場所を除く。)を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次の各号に定める措置を講じなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置(併せて図記号による標識を設けるときは、別表第2に定めるものとしなければならない。)</p> <p>5 前項第2号に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下(通行の用に供しない部分を除く。)以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 第1項の消防長が指定する場所(同項第3号に掲げる場所を除く。)を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次の各号に定める措置を講じなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置(健康増進法(平成14年法律第103号)第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においてはこの限りでない。)</p> <p>4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあっては、国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあっては、国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。</p> <p>5 第3項第2号に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下(通行の用に供しない部分を除く。)以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を</p>
---	---

<p>けないことができる。 6及び7 (略)</p>	<p>設けないことができる。 6及び7 (略)</p>
<p>(可燃性液体数類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等)</p> <p>第32条 別表第3の品名欄に掲げる物品で同表の数量欄に定める数量以上のもの(以下「指定可燃物」という。)のうち可燃性固体類(同表備考第6号に規定する可燃性固体類をいう。以下同じ。)及び可燃性液体類(同表備考第8号に規定する可燃性液体類をいう。以下同じ。)並びに指定数量の5分の1以上指定数量未満の第4類の危険物のうち動植物油類(以下「可燃性液体類等」という。)の貯蔵及び取扱いは、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。</p> <p>(1) 可燃性液体類等を容器に収納し、又は詰め替える場合は、次によること。</p> <p>ア 可燃性固体類(別表第3備考第6号ニに該当するものを除く。)にあつては危険物規則別表第3の危険物の類別及び危険等級の別の第2類のⅢの項において、可燃性液体類及び指定数量の5分の1以上指定数量未満の第4類の危険物のうち動植物油類にあつては危険物規則別表第3の2の危険物の類別及び危険等級の別の第4類のⅢの項において、それぞれ適応するものとされる内装容器(内装容器の容器の種類が空欄のものにあつては、外装容器)又はこれと同等以上であると認められる容器(以下この号において「内装容器等」という。)に適合する容器に収納し、又は詰め替えるとともに、温度変化等により可燃性液体類等が漏れないように容器を密封して収納すること。</p>	<p>(可燃性液体数類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等)</p> <p>第32条 別表第2の品名欄に掲げる物品で同表の数量欄に定める数量以上のもの(以下「指定可燃物」という。)のうち可燃性固体類(同表備考第6号に規定する可燃性固体類をいう。以下同じ。)及び可燃性液体類(同表備考第8号に規定する可燃性液体類をいう。以下同じ。)並びに指定数量の5分の1以上指定数量未満の第4類の危険物のうち動植物油類(以下「可燃性液体類等」という。)の貯蔵及び取扱いは、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。</p> <p>(1) 可燃性液体類等を容器に収納し、又は詰め替える場合は、次によること。</p> <p>ア 可燃性固体類(別表第2備考第6号ニに該当するものを除く。)にあつては危険物規則別表第3の危険物の類別及び危険等級の別の第2類のⅢの項において、可燃性液体類及び指定数量の5分の1以上指定数量未満の第4類の危険物のうち動植物油類にあつては危険物規則別表第3の2の危険物の類別及び危険等級の別の第4類のⅢの項において、それぞれ適応するものとされる内装容器(内装容器の容器の種類が空欄のものにあつては、外装容器)又はこれと同等以上であると認められる容器(以下この号において「内装容器等」という。)に適合する容器に収納し、又は詰め替えるとともに、温度変化等により可燃性液体類等が漏れないように容器を密封して収納すること。</p>

イ (略)

(2) 可燃性液体類等(別表第3備考第6号ニに該当するものを除く。)を収納した容器を積み重ねて貯蔵する場合には、高さ4メートルを超えて積み重ねないこと。

(3)及び(4) (略)

2 可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。

(1) 可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所の周囲には、可燃性固体類及び可燃性液体類(以下「可燃性固体類等」という。)にあつては容器等の種類及び可燃性固体類等の数量の倍数(貯蔵し、又は取り扱う可燃性固体類等の数量を別表第3に定める当該可燃性固体類等の数量で除して得た値をいう。以下この条において同じ。)に応じ次の表に掲げる幅の空地进行を、指定数量の5分の1以上指定数量未満の第4類の危険物のうち動植物油類にあつては1メートル以上の幅の空地进行をそれぞれ保有するか、又は防火上有効な塀を設けること。

(略)

(2) 別表第3で定める数量の20倍以上の可燃性固体類等を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、壁、柱、床及び天井を不燃材料で造った室内において行うこと。ただし、その周囲に幅1メートル(別表第3で定める数量の200倍以上の可燃性固体類等を貯蔵し、又は取り扱う場合は、3メートル)以上の空地进行を保有するか、又は防火上有効な隔壁を設けた建築物その他の工作物内にあつては、壁、柱、床及び天井を不燃材料で覆った室内

イ (略)

(2) 可燃性液体類等(別表第2備考第6号ニに該当するものを除く。)を収納した容器を積み重ねて貯蔵する場合には、高さ4メートルを超えて積み重ねないこと。

(3)及び(4) (略)

2 可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。

(1) 可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所の周囲には、可燃性固体類及び可燃性液体類(以下「可燃性固体類等」という。)にあつては容器等の種類及び可燃性固体類等の数量の倍数(貯蔵し、又は取り扱う可燃性固体類等の数量を別表第2に定める当該可燃性固体類等の数量で除して得た値をいう。以下この条において同じ。)に応じ次の表に掲げる幅の空地进行を、指定数量の5分の1以上指定数量未満の第4類の危険物のうち動植物油類にあつては1メートル以上の幅の空地进行をそれぞれ保有するか、又は防火上有効な塀を設けること。

(略)

(2) 別表第2で定める数量の20倍以上の可燃性固体類等を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、壁、柱、床及び天井を不燃材料で造った室内において行うこと。ただし、その周囲に幅1メートル(別表第2で定める数量の200倍以上の可燃性固体類等を貯蔵し、又は取り扱う場合は、3メートル)以上の空地进行を保有するか、又は防火上有効な隔壁を設けた建築物その他の工作物内にあつては、壁、柱、床及び天井を不燃材料で覆った室内

<p>において、貯蔵し、又は取り扱うことができる。</p> <p>3 (略)</p>	<p>において、貯蔵し、又は取り扱うことができる。</p> <p>3 (略)</p>
<p>(綿花類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等)</p> <p>第33条 指定可燃物のうち可燃性固体類等以外の指定可燃物(以下「綿花類等」という。)の貯蔵及び取扱いは、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 再生資源燃料(別表第3備考第5号に規定する再生資源燃料をいう。以下同じ。)のうち、廃棄物固形化燃料その他の水分によって発熱又は可燃性ガスの発生のおそれがあるもの(以下「廃棄物固形化燃料等」という。)を貯蔵し、又は、次によること。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>2 綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 綿花類等のうち廃棄物固形化燃料等及び合成樹脂類(別表第3備考第9号に規定する合成樹脂類をいう。以下同じ。)以外のものを集積する場合には、1集積単位の面積が200平方メートル以下になるように区分するとともに、集積単位相互間に次の表に掲げる距離を保つこと。ただし、廃棄物固形化燃料等以外の再生資源燃料及び石炭・木炭類(同表備考第7号に規定する石炭・木炭類をいう。)にあっては、温度計等により温度を監視するとともに、廃棄物固形化燃料等以外の再生資源燃料又は石炭・木炭類を適温に保</p>	<p>(綿花類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等)</p> <p>第33条 指定可燃物のうち可燃性固体類等以外の指定可燃物(以下「綿花類等」という。)の貯蔵及び取扱いは、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 再生資源燃料(別表第2備考第5号に規定する再生資源燃料をいう。以下同じ。)のうち、廃棄物固形化燃料その他の水分によって発熱又は可燃性ガスの発生のおそれがあるもの(以下「廃棄物固形化燃料等」という。)を貯蔵し、又は、次によること。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>2 綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 綿花類等のうち廃棄物固形化燃料等及び合成樹脂類(別表第2備考第9号に規定する合成樹脂類をいう。以下同じ。)以外のものを集積する場合には、1集積単位の面積が200平方メートル以下になるように区分するとともに、集積単位相互間に次の表に掲げる距離を保つこと。ただし、廃棄物固形化燃料等以外の再生資源燃料及び石炭・木炭類(同表備考第7号に規定する石炭・木炭類をいう。)にあっては、温度計等により温度を監視するとともに、廃棄物固形化燃料等以外の再生資源燃料又は石炭・木炭類を適温に保</p>

つための散水設備等を設置した場合は、この限りではない。

(略)

- (3) 綿花類等のうち合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、次によること。

ア (略)

イ 合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所の周囲には、1メートル(**別表第3**で定める数量の20倍以上の合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、3メートル)以上の空地を保有するか、又は防火上有効な塀を設けること。ただし、開口部のない防火構造の壁又は不燃材料で造った壁に面するとき又は火災の延焼を防止するため水幕設備を設置する等必要な措置を講じた場合は、この限りでない。

ウ (略)

エ **別表第3**に定める数量の100倍以上を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、壁及び天井を難燃材料(建築基準法施行令第1条第6号に規定する難燃材料をいう。)で仕上げた室内において行うこと。

- (4) 廃棄物固形化燃料等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、前号ア及びエの規定の例によるほか、次に掲げる技術上の基準によること。

ア (略)

イ **別表第3**で定める数量の100倍以上の廃棄物固形化燃料等をタンクにおいて貯蔵する場合は、当該タンクは廃棄物固形化燃料等に発熱が生じた場合に廃棄物固形化燃料等を迅速に排出できる構造とすること。ただし、当該タンク

つための散水設備等を設置した場合は、この限りではない。

(略)

- (3) 綿花類等のうち合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、次によること。

ア (略)

イ 合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所の周囲には、1メートル(**別表第2**で定める数量の20倍以上の合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、3メートル)以上の空地を保有するか、又は防火上有効な塀を設けること。ただし、開口部のない防火構造の壁又は不燃材料で造った壁に面するとき又は火災の延焼を防止するため水幕設備を設置する等必要な措置を講じた場合は、この限りでない。

ウ (略)

エ **別表第2**に定める数量の100倍以上を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、壁及び天井を難燃材料(建築基準法施行令第1条第6号に規定する難燃材料をいう。)で仕上げた室内において行うこと。

- (4) 廃棄物固形化燃料等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、前号ア及びエの規定の例によるほか、次に掲げる技術上の基準によること。

ア (略)

イ **別表第2**で定める数量の100倍以上の廃棄物固形化燃料等をタンクにおいて貯蔵する場合は、当該タンクは廃棄物固形化燃料等に発熱が生じた場合に廃棄物固形化燃料等を迅速に排出できる構造とすること。ただし、当該タンク

<p>に廃棄物固形化燃料等の発熱の拡大を防止するための散水設備又は不活性ガス封入設備を設置した場合はこの限りでない。</p>	<p>に廃棄物固形化燃料等の発熱の拡大を防止するための散水設備又は不活性ガス封入設備を設置した場合はこの限りでない。</p>						
<p>第33条の2 別表第3で定める数量の100倍以上の再生資源燃量(廃棄物固形化燃料等に限る。)、可燃性固体類、可燃性液体類又は、合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、当該貯蔵し、又は取り扱う場所における火災の危険要因を把握するとともに、前2条に定めるもののほか当該危険要因に応じた火災予防上有効な措置を講じなければならない。</p>	<p>第33条の2 別表第2で定める数量の100倍以上の再生資源燃量(廃棄物固形化燃料等に限る。)、可燃性固体類、可燃性液体類又は、合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、当該貯蔵し、又は取り扱う場所における火災の危険要因を把握するとともに、前2条に定めるもののほか当該危険要因に応じた火災予防上有効な措置を講じなければならない。</p>						
<p>(指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの届出等)</p> <p>第45条 指定数量の5分の1以上(個人の住居で貯蔵し、又は取り扱う場合にあつては、指定数量の2分の1以上)指定数量未満の危険物及び別表第3に定める数量の5倍以上(再生資源燃料、可燃性固体類等及び合成樹脂類にあつては、同表で定める数量以上)の指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱おうとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの届出等)</p> <p>第45条 指定数量の5分の1以上(個人の住居で貯蔵し、又は取り扱う場合にあつては、指定数量の2分の1以上)指定数量未満の危険物及び別表第2に定める数量の5倍以上(再生資源燃料、可燃性固体類等及び合成樹脂類にあつては、同表で定める数量以上)の指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱おうとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。</p> <p>2 (略)</p>						
<p>別表第2(第22条関係)</p>							
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="225 1534 422 1624">表示の種類</th> <th data-bbox="422 1534 614 1624">図記号</th> <th data-bbox="614 1534 1366 1624">色</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="225 1624 422 1854">禁煙である旨の表示</td> <td data-bbox="422 1624 614 1854">  </td> <td data-bbox="614 1624 1366 1854">記号は黒、斜めの帯及び枠は赤、地は白</td> </tr> </tbody> </table>		表示の種類	図記号	色	禁煙である旨の表示		記号は黒、斜めの帯及び枠は赤、地は白
表示の種類	図記号	色					
禁煙である旨の表示		記号は黒、斜めの帯及び枠は赤、地は白					

火気厳禁である旨の表示		記号は黒、斜めの帯及び枠は赤、地は白
喫煙所である旨の表示		記号は黒、地は白
別表第3 (第32条、第33条、第45条関係) (略)	別表第2 (第32条、第33条、第45条関係) (略)	
	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条の2第1項の改正規定及び次項の規定は、令和5年10月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">(経過措置)</p> <p>2 第10条の2第1項の改正規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後のかすみがうら市火災予防条例(以下「新条例」という。)第10条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。</p> <p>3 新条例第22条第3項第2号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律(平成30年法律第78号)附則第3条第1項の規定により読み替えて適用される健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとする。</p> <p>4 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第22条第2項又は第3項第2号に規定する標識と併せ</p>	

	<p><u>で設ける図記号のうち、新条例22条第4項の規定に適合しないものについては、当該規定にかかわらず、なお従前の例による。</u></p>
--	--